

# 官報号外 昭和三十六年五月二十二日

## ○第三十八回 参議院会議録第二十五号

昭和三十六年五月十二日(金曜日)

午前十一時三十分開議

議事日程 第二十四号

昭和三十六年五月十二日

第一 選挙制度審議会設置法案

(趣旨説明)

第二 日本国とパキスタンとの間の友好通商条約の締結について

承認を求めるの件(衆議院送付)

第三 航空業務に関する日本国とベルギーとの間の協定の締結について承認を求めるの件

第四 航空業務に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

第五 外務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第六 厚生省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第七 建設業法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第八 特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

第九 企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十 國立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法案(内閣提出、衆議院送付)

第十一 企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

第十二 日本国とパキスタンとの間の友好通商条約の締結について

承認を求めるの件(衆議院送付)

第十三 航空業務に関する日本国と

第十四 航空業務に関する日本国と

第十五 航空業務に関する日本国と

第十六 航空業務に関する日本国と

第十七 航空業務に関する日本国と

第十八 航空業務に関する日本国と

第十九 航空業務に関する日本国と

第二十 航空業務に関する日本国と

第二十一 航空業務に関する日本国と

第二十二 航空業務に関する日本国と

第二十三 航空業務に関する日本国と

第二十四 航空業務に関する日本国と

第二十五 航空業務に関する日本国と

第二十六 航空業務に関する日本国と

第二十七 航空業務に関する日本国と

第二十八 航空業務に関する日本国と

第二十九 航空業務に関する日本国と

同	商工委員	安田 敏雄君
同	運輸委員	徳永 正利君
同	建設委員	向井 長年君
同	農林水產委員	鳥畠徳次郎君
同	内閣委員	杉原 荒太君
同	内閣委員	安田 敏雄君
同	内閣委員	向井 長年君
同	内閣委員	後藤 義隆君
同	外務委員	杉原 荒太君
同	地方行政委員	岡村文四郎君
同	法務委員	後藤 義隆君
同	文教委員	後藤 義隆君
同	社会労働委員	後藤 義隆君
同	農林水產委員	高橋進太郎君
同	外務委員	高橋進太郎君
同	法務委員	松本治一郎君
同	文教委員	山本 利壽君
同	社会労働委員	山本 利壽君
同	農林水產委員	田畠 金光君
同	外務委員	田畠 金光君
同	法務委員	仲原 善一君
同	文教委員	小沢久太郎君
同	社会労働委員	小沢久太郎君
同	農林水產委員	後藤 義隆君
同	外務委員	後藤 義隆君
同	法務委員	松本治一郎君
同	文教委員	松本治一郎君
同	社会労働委員	松本治一郎君
同	農林水產委員	高橋進太郎君
同	外務委員	高橋進太郎君
同	法務委員	山本 利壽君
同	文教委員	山本 利壽君
同	社会労働委員	山本 利壽君
同	農林水產委員	岡村文四郎君

酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律案引揚者給付金等支給法の一部を改正する法律案同日左の内閣提出案を衆議院に送付した。

日本育英会法の一部を改正する法律案社会福祉施設職員退職手当共済法案同日議長は、左の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

高等学校の定期制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案(矢嶋三義君外六名発議)裁判所職員臨時措置法の一部を改正する法律案(千葉信君外一名発議)同日衆議院送付の左の内閣提出案を衆議院に回付した。

地方税法の一部を改正する法律案(大庭信君外一名発議)同日委員長から左の報告書が提出された。

外務省設置法の一部を改正する法律案修正議決報告書同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案新技術開発事業団法案鉄工業技術研究組合法案同日左の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

市町村立学校職員給与負担法の一部  
を改正する法律

新技術開発事業団法  
新工業技術研究組合法

同日内閣を経由して日本銀行政策委員  
会議長から、日本銀行法第十三条ノ三  
第十号の規定による報告書を受領し  
た。

同日議長は内閣総理大臣宛、左の者を  
第三十八回国会政府委員に任命するこ  
とを承認した旨回答した。

去る四月二十九日衆議院から左の内閣  
提出案を受領した。よって議長は即日  
これを農林水産委員会に付託した。

農業基本法案  
同日衆議院から、本院の回付した左の  
内閣提出案は、同院において本院の修  
正に同意した旨の通知書を受領した。

地方税法の一部を改正する法律案  
去る一日内閣総理大臣から議長宛、運  
輸省港湾局長坂本信雄君（去る四月二  
十八日議長承認）を第三十八回国会政  
府委員に任命した旨の通知書を受領し  
た。

同日ソヴィエト社会主義共和国連邦会  
議議長P・P・ロバノフ氏から議長  
宛、去る四月十五日同國連邦における  
宇宙人工衛星船ウォスターク号の成功

に際し、議長から同議長宛祝電を發し  
たのに對し左の謝電を受領した。

ソヴィエト社会主義共和国連邦連  
邦会議の名において、世界における  
最初の宇宙航空士を乗せた衛星船  
ウォスターク号の飛行成功に關して  
寄せられた貴下の御祝電に對し感謝  
いたします。

同日議長は内閣総理大臣宛、左の者を  
第三十八回国会政府委員に任命するこ  
とを承認した旨回答した。

去る四月二十九日衆議院から左の内閣  
提出案を受領した。よって議長は即日  
これを農林水産委員会に付託した。

農業基本法案  
同日衆議院から、本院の回付した左の  
内閣提出案は、同院において本院の修  
正に同意した旨の通知書を受領した。

建設業法の一部を改正する法律案  
去る二日議長から左の報告書が提出  
された。

建設業法の一部を改正する法律案可  
決報告書

特殊土じょう地帶災害防除及び振興  
臨時措置法の一部を改正する法律案  
可決報告書

去る六日議長は、アメリカ合衆国の人  
間ロケット打ち上げ成功に際し、同國  
上院議長リンドン・B・ジョンソン氏  
宛、左の祝電を發送した。

貴國の人間ロケット打ち上げ成功に  
対し心から祝意を表します。

この輝かしい科学的成果は、宇宙開  
発にさらに大きな進展をもたらし、  
國際平和と人類の福祉に貢献するこ  
とを確信いたします。

同日ソヴィエト社会主義共和国連邦会  
議議長P・P・ロバノフ氏から議長  
宛、去る四月十五日同國連邦における  
宇宙人工衛星船ウォスターク号の成功

去る八日議長において、左の常任委員  
の辞任を許可した。

ソヴィエト社会主義共和国連邦連  
邦会議の名において、常任委員の補欠を  
選ばれた貴下の御祝電に對し感謝  
いたします。

同日議長において、常任委員の補欠を  
ものであります。

去る二日議長から左の報告書が提出  
された。

建設業法の一部を改正する法律案可  
決報告書

特殊土じょう地帶災害防除及び振興  
臨時措置法の一部を改正する法律案  
可決報告書

去る六日議長は、アメリカ合衆国の人  
間ロケット打ち上げ成功に際し、同國  
上院議長リンドン・B・ジョンソン氏  
宛、左の祝電を發送した。

貴國の人間ロケット打ち上げ成功に  
対し心から祝意を表します。

この輝かしい科学的成果は、宇宙開  
発にさらに大きな進展をもたらし、  
國際平和と人類の福祉に貢献するこ  
とを確信いたします。

同日ソヴィエト社会主義共和国連邦会  
議議長P・P・ロバノフ氏から議長  
宛、去る四月十五日同國連邦における  
宇宙人工衛星船ウォスターク号の成功

去る八日議長において、左の常任委員  
の辞任を許可した。

ソヴィエト社会主義共和国連邦連  
邦会議の名において、常任委員の補欠を  
選ばれた貴下の御祝電に對し感謝  
いたします。

同日議長において、常任委員の補欠を  
ものであります。

去る二日議長から左の報告書が提出  
された。

建設業法の一部を改正する法律案可  
決報告書

特殊土じょう地帶災害防除及び振興  
臨時措置法の一部を改正する法律案  
可決報告書

去る六日議長は、アメリカ合衆国の人  
間ロケット打ち上げ成功に際し、同國  
上院議長リンドン・B・ジョンソン氏  
宛、左の祝電を發送した。

貴國の人間ロケット打ち上げ成功に  
対し心から祝意を表します。

この輝かしい科学的成果は、宇宙開  
発にさらに大きな進展をもたらし、  
國際平和と人類の福祉に貢献するこ  
とを確信いたします。

同日ソヴィエト社会主義共和国連邦会  
議議長P・P・ロバノフ氏から議長  
宛、去る四月十五日同國連邦における  
宇宙人工衛星船ウォスターク号の成功

去る八日議長において、左の常任委員  
の辞任を許可した。

ソヴィエト社会主義共和国連邦連  
邦会議の名において、常任委員の補欠を  
選ばれた貴下の御祝電に對し感謝  
いたします。

同日議長において、常任委員の補欠を  
ものであります。

去る二日議長から左の報告書が提出  
された。

建設業法の一部を改正する法律案可  
決報告書

特殊土じょう地帶災害防除及び振興  
臨時措置法の一部を改正する法律案  
可決報告書

去る六日議長は、アメリカ合衆国の人  
間ロケット打ち上げ成功に際し、同國  
上院議長リンドン・B・ジョンソン氏  
宛、左の祝電を發送した。

貴國の人間ロケット打ち上げ成功に  
対し心から祝意を表します。

この輝かしい科学的成果は、宇宙開  
発にさらに大きな進展をもたらし、  
國際平和と人類の福祉に貢献するこ  
とを確信いたします。

同日ソヴィエト社会主義共和国連邦会  
議議長P・P・ロバノフ氏から議長  
宛、去る四月十五日同國連邦における  
宇宙人工衛星船ウォスターク号の成功

認)を第三十八回国会政府委員に任命

した旨の通知書を受領した。

昨十一日議長において、左の常任委員

の辞任を許可した。

内閣委員 石原幹市郎君

大蔵委員(国会法第四十二条規定によるもの)

太暮武太夫君 戸叶 武君

文教委員 二見 勝郷君 江田 三郎君

農林水産委員 下條 康麿君 平島 敏夫君

運輸委員 小沢久太郎君 村松 久義君

建設委員 堀見 俊二君 中村 順造君

予算委員 議院運営委員 同日議長において、常任委員の補欠を

左の通り指名した。

同 内閣委員 塩見 俊二君 江田 三郎君 小沢久太郎君 村松 久義君 農林水産委員 戸叶 武君 石原幹市郎君 下條 康麿君 高橋達太郎君 久保 等君

文教委員(国会法第四十二条規定によるもの)

農林水産委員(国会法第四十二条規定によるもの)

建設委員(国会法第四十二条規定によるもの)

予算委員(国会法第四十二条規定によるもの)

議院運営委員(国会法第四十二条規定によるもの)

同日議長において、常任委員の補欠を

左の通り指名した。

同 大蔵委員(国会法第四十二条規定によるもの)

農林水産委員(国会法第四十二条規定によるもの)

建設委員(国会法第四十二条規定によるもの)

予算委員(国会法第四十二条規定によるもの)

議院運営委員(国会法第四十二条規定によるもの)

同日議長において、常任委員の補欠を

左の通り指名した。

同 文教委員(国会法第四十二条規定によるもの)

農林水産委員(国会法第四十二条規定によるもの)

建設委員(国会法第四十二条規定によるもの)

予算委員(国会法第四十二条規定によるもの)

同日委員会において当選した理事は左

の通りである。

地方行政委員会

理事 基 政七君(基政七君の

補欠)

法務委員会

理事 井川 伊平君(井川伊平君の

補欠)

大蔵委員会

理事 上林 忠次君(上林忠次君の

補欠)

商工委員会

理事 古池 信三君(古池信三君の

補欠)

理 事 古池 信三君(古池信三君の

補欠)

同日衆議院から左の議案が提出され

た。よって議長は即日これを委員会に

付託した。

離島振興法の一部を改正する法律

案 地方行政委員会に付託

駐留軍関係職者等臨時措置法の一

部を改正する法律案

案 社会労働委員会に付託

内閣委員会に付託

大蔵委員(国会法第四十二条規定によるもの)

離島振興法の一部を改正する法律

案 同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。

文教委員

農林水産委員

建設委員

予算委員

議院運営委員

製造たばこの定価の決定又は改定に

関する法律の一部を改正する法律

案 大蔵委員会に付託

教育職員免許法等の一部を改正する

法律案 社会労働委員会に付託

文教委員会に付託

建設委員会に付託

同日衆議院から左の議案が提出され

た。よって議長は即日これを委員会に

付託した。

同日衆議院から本院の送付した左の

案が送付された。よって議長は即日こ

れを商工委員会に付託した。

同日衆議院から左の議案が提出され

た。よって議長は即日これを委員会に

付託した。

離島振興法の一部を改正する法律

案 地方行政委員会に付託

駐留軍関係職者等臨時措置法の一

部を改正する法律案

案 同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。

文教委員

農林水産委員

建設委員

予算委員

議院運営委員

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。

文教委員

農林水産委員

建設委員

予算委員

議院運営委員

航空業務に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の締結について

承認を求める件議決報告書

案 国立工業教員養成所の設置等に関する

法律案 同日衆議院から、本院の回付した左の

案が送付された。同院において本院の修

正に同意した旨の通知書を受領した。

公有林野等官行造林法を廃止する法

案 同日衆議院から、本院の回付した左の

案が送付された。同院において本院の修

正に同意した旨の通知書を受領した。

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。

案 同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。

公共施設の整備に関する市街地の改

造に関する法律

引揚者給付金等支給法の一部を改正

する法律

案 同日衆議院議長から、国会において承

認することを認めた左の件を内閣に送付した。

案 同日衆議院議長から、国会において承認

することを認めた左の件を内閣に送付した。

案 同日衆議院議長から、左の法律の公布を委

託する法律

案 同日衆議院議長から、左の法律の公布を委

選挙が民主政治の基盤をなすものである以上、選挙の公明化を期して参ることは、わが國民主政治の進展のため常に変わることのない課題であると考えられます。このような見地から、選挙制度は、創設以来幾多の改革を経て現在に至っているのであります。が、最近における数次の選挙の実情に顧みますとき、現行制度の全般にわたって再検討を加え、もって、党派を越え、国民全体の協力を得て、理想選挙の実現を期して参る必要が痛感され、世論もまた強くこれを待望しているものと思われるのであります。

政府といたしましては、この際、改善の具体策について成案を得るために新たに強力にして権威ある選挙組織を設置し、各界各層の学識経験者をわざらわして、選挙制度の合理化及び選挙の公明化に関する重要事項について調査審議を願い、その答申を得て、これを尊重して、法律改正案を国会に提出する等、所要の措置を講じようとするものであります。これが国会に提出するに至った理由であります。

次に、この法律案の概要について御説明いたします。

第一に、選挙制度審議会は、国政の基礎をつちかう選挙の制度及びそれに関連のある諸般の事項の調査審議を使命とする関係上、これを総理府に置くことといたしました。

第二に、その所掌事務といたしましては、選挙及び投票の制度に関する重要な事項、国会議員の選挙区及び各選挙区別の議員定数を定める基準及び具体案の作成に関する事項、政党その他の政治団体及び政治資金の制度に関する重要事項、並びに選挙公明化運動の推進に関する重要な事項について、内閣総理大臣の諮問に応じて調査審議の上答申するとともに、これらの事項について、みずからも調査審議の上、意見提出することができるものといたしました。

第三に、審議会の構成につきましては、学識経験者のうちから内閣総理大臣が任命する委員三十人以内で組織することといたし、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、別に特別委員を置くことができるものといたしました。この特別委員は、国会議員及び学識経験者のうちから内閣総理大臣が任命するものであります。これが国会議員のうちから任命された委員は、特に学識経験者の性質上、調査審議に加わることはできないことといたしました。

○山本伊三郎君 私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま議題となりました選挙制度審議会設置法案について、重要な点に限って総理大臣並びに内閣大臣に質問いたします。

近時、政治に対する不信の声が国民の間に高まりつつあります。このようないる原因にはいろいろありますけれども、特に選挙の際ににおける悪質な買収ないし利害誘導の違反の激増が大きな原因であると私は信じておるのではありません。ことに、昨年秋の衆議院総選挙におきましては、買収または利害誘導の選挙違反のみで二万七千件以上もあると言われております。しかも、この選挙違反事件のうちには、現在の内閣の中にもそういう方があるやうであると言われております。しかも、この選挙違反事件のうちには、現名前に変えて、このような審議会を作つて、また、先ほど自治大臣から説明がありました、権威のあるそういうものをつくりましたように、選挙制度審議会と、調査会を審議会といふつけようとしたのか。しかも、新たに、今回提出されましたように、選挙制度審議会と、調査会を審議会といふ名前に変えて、このような審議会を作つて、また、先ほど自治大臣から説明がありました。これは自治大臣でつこうであります。これは自治大臣でつこうであります。第五条第一項には、先ほど説明がありましたが、委員は学識経験のある者たちから総理大臣が任命する

の趣旨を明記することといたしました。

なお、これらの事項のほか、審議会の組織、運営等について所要の規定を設けた次第であります。

以上がこの法律案の提案理由並びにその内容の概略でございます。(拍手)

○議長(松野鷹平君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございました。順次発言を許します。山本伊三郎君。

〔山本伊三郎君登壇、拍手〕

○山本伊三郎君 私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま議題とな

りました選挙制度審議会設置法案について、重要な点に限って総理大臣並びに内閣大臣に質問いたします。

私は、この条文を見まして、全く奇異な感を持ったのであります。現在二百六十にある審議会なり調査会なり、各種委員会がありますが、こういう答申又は意見の申し出があったときは、これを尊重しなければならない。」

まああります。しかし、その答申のとあります。当然のことであります。

私は、この条文を見まして、全く奇異な感を持ったのであります。現在二百六十にある審議会なり調査会なり、各種委員会がありますが、こういう答申又は意見の申し出があったときは、これを尊重しなければならない。」

まああります。しかし、その答申のとあります。当然のことであります。

私は、この条文を見まして、全く奇異な感を持ったのであります。現在二百六十にある審議会なり調査会なり、各種委員会がありますが、こういう答申又は意見の申し出があったときは、これを尊重しなければならない。」

まああります。しかし、その答申のとあります。当然のことであります。

私は、この条文を見まして、全く奇異な感を持ったのであります。現在二百六十にある審議会なり調査会なり、各種委員会がありますが、こういう答申又は意見の申し出があったときは、これを尊重しなければならない。」

まああります。しかし、その答申のとあります。当然のことであります。

私は、この条文を見まして、全く奇異な感を持ったのであります。現在二百六十にある審議会なり調査会なり、各種委員会がありますが、こういう答申又は意見の申し出があったときは、これを尊重しなければならない。」

まああります。しかし、その答申のとあります。当然のことであります。

私は、この条文を見まして、全く奇異な感を持ったのであります。現在二百六十にある審議会なり調査会なり、各種委員会がありますが、こういう答申又は意見の申し出があったときは、これを尊重しなければならない。」

まああります。しかし、その答申のとあります。当然のことであります。

ります。私は、本日これを深く追及しようと私は思いません。そこで、私は、これに関連して池田総理にお聞きした

よりは思いません。そこで、私は、これも総理にお願いしたいの

あります。

次に、本案の内容について質問いた

ります。これも総理にお願いしたいの

あります。

次に、本案の第三条に、答申尊重の条項が

あります。すなわち、第三条に、こう

うたっております。「政府は、審議会か

ら答申又は意見の申し出があったとき

は、これを尊重しなければならない。」

あります。当然のことであります。

私は、この条文を見まして、全く奇異な感を持ったのであります。現在二百六十にある審議会なり調査会なり、各種委員会がありますが、こういう答申又は意見の申し出があったときは、これを尊重しなければならない。」

まああります。しかし、その答申のとあります。当然のことであります。

私は、この条文を見まして、全く奇異な感を持ったのであります。現在二百六十にある審議会なり調査会なり、各種委員会がありますが、こういう答申又は意見の申し出があったときは、これを尊重しなければならない。」

まああります。しかし、その答申のとあります。当然のことであります。

私は、この条文を見まして、全く奇異な感を持ったのであります。現在二百六十にある審議会なり調査会なり、各種委員会がありますが、こういう答申又は意見の申し出があったときは、これを尊重しなければならない。」

まああります。しかし、その答申のとあります。当然のことであります。

私は、この条文を見まして、全く奇異な感を持ったのであります。現在二百六十にある審議会なり調査会なり、各種委員会がありますが、こういう答申又は意見の申し出があったときは、これを尊重しなければならない。」

まああります。しかし、その答申のとあります。当然のことであります。

私は、この条文を見まして、全く奇異な感を持ったのであります。現在二百六十にある審議会なり調査会なり、各種委員会がありますが、こういう答申又は意見の申し出があったときは、これを尊重しなければならない。」

まああります。しかし、その答申のとあります。当然のことであります。

私は、この条文を見まして、全く奇異な感を持ったのであります。現在二百六十にある審議会なり調査会なり、各種委員会がありますが、こういう答申又は意見の申し出があったときは、これを尊重しなければならない。」

まああります。しかし、その答申のとあります。当然のことであります。

私は、この条文を見まして、全く奇異な感を持ったのであります。現在二百六十にある審議会なり調査会なり、各種委員会がありますが、こういう答申又は意見の申し出があったときは、これを尊重しなければならない。」

られるのか。総理の明快なるお答えを願いたいのであります。

次に、本案の内容について質問いた

ります。これも総理にお願いしたいの

あります。

次に、本案の第五条の委員の構成があ

ります。第五条第一項には、先ほど説明がありましたが、委員は学識経験のある者たちから総理大臣が任命する

ことがあります。もしかすると、國費を使い、また、審議会日数を費やして再び答申を求めるというよ

ういう回りくどい方法をなせと

ほど説明がありましたように、特別委員として国会議員が参加することがであります。しかし、国会議員の場合は、先ほど言わされましたように、重要な事項には除外されておりますので、主要な構成委員は学識経験者となつております。私は今まで内閣委員会において、各種の審議会、調査会の設置法を審議して参りましたけれども、ほとんどすべてその選任条件として学識経験者という言葉があります。たとえば医療制度調査会におきましては、こういう条文がありますけれども、医療制度調査会の中では、紹介の社長さんが医療制度の改革にどういう関係がありますかといふ質問をするとき、医療の専門家ではないが、医療を受けた経験があるという答弁がございました。そういうことからいくと、この学識経験といふこの概念規定といふものは、きわめて自然なものであります。従つて、いかなる人を委員に任命しても、その選定条件に合っているということになります。しかし、私は一般論として申上げません。特に選挙制度の改正については、国民全般が大きく関心を持っているものでありますので、そこで具体的に自治大臣に聞きましたけれども、そういう国民が非常に関心を持っているので、今度の委員の構成には、いわゆる有権者の大多数を占めているところの労働者あるいは農民、中小企業の方々からも、その学識

員として国会議員が参加することがであります。しかし、国会議員の場合は、先ほど言わされましたように、重要な事項には除外されておりますので、主要な構成委員は学識経験者となつております。私は今まで内閣委員会において、各種の審議会、調査会の設置法を審議して参りましたけれども、ほとんどすべてその選任条件として学識経験者という言葉があります。たとえば医療制度調査会におきましては、こういう条文がありますけれども、医療制度調査会の中では、紹介の社長さんが医療制度の改革にどういう関係がありますかといふ質問をするとき、医療の専門家ではないが、医療を受けた経験があるという答弁がございました。そういうことからいくと、この学識経験といふこの概念規定といふものは、きわめて自然なものであります。従つて、いかなる人を委員に任命しても、その選定条件に合っているということになります。しかし、私は一般論として申上げません。特に選挙制度の改正については、国民全般が大きく関心を持っているものでありますので、そこで具体的に自治大臣に聞きましたけれども、そういう国民が非常に関心を持っているので、今度の委員の構成には、いわゆる有権者の大多数を占めているところの労働者あるいは農民、中小企業の方々からも、その学識

経験ということで入れる意思ありやい

なや、この点を具体的に答弁願いたい

のであります。

最後に、自民党の総裁としての池田選舉における選舉運動の特例に関する法律案が発表されたのであります。この

ような措置は、その条項の中に選舉事務員の報酬を法定するとか、選舉運動費の増額をするとか、現行公職選舉法の主要な実体に触れるものもあります。

これは一特例法で措置することは行き過ぎではないかと思われるのですが、また、それがために選挙法の改訂をおこなう原因になる

のではないかと思ひますので、この所見を聞きまして、簡単であります

が、私の代答質問を終わりたいと存じます。(拍手)

○國務大臣(池田勇人君登壇、拍手)

〔國務大臣池田勇人君登壇、拍手〕

一昨年の選挙制度調査会の答申によつて、公明

の改訂をめぐる問題がございましたが、その

参考にし、できるだけ尊重しておりますが、私の気持は、こうい

うな大規模の審議会でござりますか

ら、できるだけこれを積極的に尊重す

るという気持を出した次第であります。

なお、參議院議員選挙の特例につきましては、これは国会において審議さ

れることでございまして、内閣総理大

臣としてお答えするわけには参りませ

ないと思います。(拍手)

〔國務大臣安井謙君登壇、拍手〕

今までの調査会とは違いました、そ

組織、権限、運営におまかして、相当範囲を広くして、選挙の投票とか、あ

るいは選挙というだけに限らず、政黨あるいは政治団体、今までと違つて独自の調査がし得るよう範囲を広げまして、りっぱな各方面にわたる答申を早く出していただいて、そうして完全なものにしたいという気持で御審議を願つておる次第でございます。

なお、法文にあります、答申を尊重する、これは私は、この審議会を設けました趣旨にかんがみまして、もちろん今までの調査会、審議会の答申は、

参考にし、できるだけ尊重しておりますが、私が気持は、こうい

うな大規模の審議会でござりますか

ら、できるだけこれを積極的に尊重す

るという気持を出した次第であります。

なお、參議院議員選挙の特例につきましては、これは国会において審議さ

れることでございまして、内閣総理大

臣としてお答えするわけには参りませ

ないと思います。(拍手)

〔國務大臣安井謙君登壇、拍手〕

今までの調査会とは違いました、そ

のをすべきではないかといふ御質問で

あります。(拍手)

〔國務大臣安井謙君登壇、拍手〕

今までの調査会とは違いました、そ

のをすべきではないかといふ御質問で

あります。(拍手)

今までの調査会とは違いました、そ

のをすべきではないかといふ御質問で

層から学識経験者を選びますと同時に改正の答申があるかどうかは、来年

にまた、でき得れば実務の経験者あ

るに万全を期したいと考えておる次第

でございます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 基政七君。

〔基政七君登壇、拍手〕

私は民主社会党を代表いたしまして、ただいま提案になりまし

た選挙制度審議会設置法案に関し、總理大臣並びに自治大臣に御質問いたし

たまことに存じます。

一昨年の地方選挙及び參議院選挙、

さらには昨年の総選挙を通じて、公明

選挙実現への国民の要望は、きわめて

強いものとなつて参りました。そのよ

うなときにあたりまして、選挙法の抜

本的な改正を行なうために、ここに選

挙制度審議会設置法案が提出されまし

たことは、時宜を得たものと思います

が、その方針あるいは改正内容につい

ては、あいまいな点多々見受けられ

ますので、私は基本的な問題について

思います。

まず第一に、答申の時期についてでございますが、今国会の会期は余すところ二週間に満たないのであります。そこで、本法案が会期中に通過するかいないかは、きわめて疑問であります。もしも御説のように、でき得る限り広い範囲で審議いたしますと、何日まで

に改訂の答申があるかどうかは、来年

に改正の答申があるかどうかは、来年

正についてであります。一例をあげますと、衆議院の場合、東京六区の有権者総数は二十三万三千九百四名に対して、議員定数は三名となつておるのであります。これとは逆に、兵庫五区の有権者総数は百二十二万五千八百四名に対し、議員定数は五名になつております。これらは明らかに有権者数と議員定数のアンバランスを生じておる例であります。本問題は衆議院の場合であります。これは当然衆議院にも及ぶのであります。従つて、政府はそのままアンバランスは正にあたり、議員定数をそのままにして選挙区を改正するのであるか、あるいは選挙区をそのままにして議員定数を増減する考え方であるか、自治大臣にお伺いいたしたいのであります。

場の公営化、ラジオ、テレビ、選挙公報の改善等を行ない、はがきやポスターを多くする等の、個人選挙の面をできるだけ押していくよう措置することが必要であると思うのであります。が、選挙の公営強化に関する具体的な方針について、総理並びに自治大臣にお伺いしたいのであります。

次に、沖縄選出議員の議席指定についてであります。沖縄の施政権を日本に返還することについては、たびたび論議的になつてきました。先般、沖縄立法院の代表が来日され、政府、政黨に施政権返還運動の要請を行なつておられるようであります。が、この返還問題は、沖縄住民はもちろんのこと、日本国民にとっても重大な問題であります。私が今さら申し上げるまでもなく、沖縄には日本の潜在主権があり、この意味から、沖縄住民に対し、日本国民としての参政権が与えられるることは当然のことであると思うのであります。しかしに、施政権が米国にあります。今日において、直ちにこれを実現することは、まさに今日において、直ちにこれを実現することはきわめて困難なことでもあります。従つて、ここにわれわれが、将来において沖縄施政権の返還が実現されるまでの間、沖縄選出の国会議員の議席を衆參議院の中に指定して、沖縄住民の主権行使を留保する体制を整えておくことが必要であると考えるのであります。このために現行選挙法の制度を改正して、沖縄代表者の議席を

確保しておくべきだと思ふのであります。お伺いしたいのであります。

選挙制度は代議制民主主義の基調をなすものでありまして、その改正も、いたずらに党利党略によつて作成されはならないのであります。また、その改正の内容におきましても、選挙運動を行なう人の立場に立つて制度が改正されるのではなくして、選挙する人、すなわち、国民の立場に立つて行なわれねばならないのであります。このような観點から、審議会を設置して、その答申を尊重すること、あるいは公明選挙、公営の強化等をはかることは当然なことであります。しかしに、従来の選挙法改正の歴史を見れば、常に多数与党に有利な改正が行なわれ、個人中心の選挙に終わつてゐることは、まことに遺憾にたえないところであります。このようにならぬためには、審議会委員の構成に厳正中立化をはからねばなりません。それゆえに、審議会委員は一党一派に偏しない人を選任する腹がますますあるかどうか、總理並びに自治大臣にお伺いいたします。

以上、本法案の基本的な問題についてお尋ねいたしましたが、これらはいずれも政府として当然具体的な方針を持つていなければならぬ問題であります。従つて、政府の明確なる御答弁

を要求いたしまして、私の質問を終わ  
りたいと思います。(拍手)  
○國務大臣(池田勇人君) お答え申上  
げます。  
〔國務大臣池田勇人君登壇、拍手〕  
本審議会の委員の任期は一年といった  
しております。従いまして、私は、審  
議会が発足したならば、直ちに調査に  
移りまして、一括して答申なさるか、  
あるいは随時きまつた問題から答申な  
さるか、これは審議会におまかせいた  
しておりますが、重要な案件でござ  
いますので、慎重審議を願うと同時  
に、やはり早急に実施すべき事柄と考  
えておりますので、早く答申が出来ます  
ことを私は期待いたしているわけであ  
ります。従いまして、参議院の選挙に  
も間に合えなければこらだ、それを期待  
いたしているわけであります。  
なお、また調査の範囲につきまして  
は、前の調査会とは違いまして、先ほ  
ど答えましたように、審議会の調査範  
囲は非常に広くなっているのであります  
。御質問の選挙区画の問題、定数の  
問題等も、私は当然答申があるものと  
考えているのであります。なお、選挙  
の公営強化につきましては、私は、し  
ごく賛成でございます。  
沖縄の問題につきましては、施政権  
が返っていない現在におきましては、  
外交的にも、また、法律的にもいろいろ  
の問題がございますので、政府といた  
る問題がございますので、政府といた

しましては、ただいま検討をいたして  
いるのであります。

なお、審議会の委員の人選につきま  
しては、慎重に各界各層のりっぱな人  
に出ていただきまして、公正な結論が  
出ることを期待しているのであります  
。 (拍手)

〔國務大臣安井謙君登壇、拍手〕

○國務大臣(安井謙君)　選挙制度審議  
会に対する答申の手順といふようなも  
のをどうするか、こういう御質問が一  
つござります。これは今度の法律案に  
も内容に明記しておりますように、ま  
た、今、総理のお話のように、非常に  
広範囲な、しかも、それを具体的に分  
類をした諮問をいたす予定でございま  
す。ただ、衆議院でも附帯決議がついて  
おりまして、でき得る限り、当面間  
に合うものから早く手をつけていくよ  
うにというこの附帯決議もございま  
す。こういった精神は十分今後も尊重  
していきたいと思っておる次第でござ  
います。

なお、公営選挙の拡充とか、あるいは  
公明選挙(こういつ)たものは、当然今  
後ともまつ先に取り上げていかなければ  
ならんのであります。これにつきましても、  
具体的な方について、十分な御答申を期待いたして  
います。

舊のある御質問でござります。これは個人的にも、十分国民感情としても考慮すべき問題であらうと存じます。いろいろ法律上の解釈、条約上の問題等もございますので、目下これにつきましては慎重に政府としては検討をいたしておるわけでござります。

それから、審議会の人選につきましては、今もお話を通り、党派にかかわらず、公明な人選をいたして、十分りつばな結論を得るように期待したいと思います。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 市川房枝君。

〔市川房枝君登壇、拍手〕

○市川房枝君 私は、ただいま議題となつておりまする選挙制度審議会設置法案並びに関連した問題について、池田総理及び安井自治大臣に二、三お尋ねを申し上げたいと思います。

私は、ただいま提案の理由でお述べになりましたように、現行選挙制度の全般にわたつて再検討を加え、もつて、党派を越え、国民全体の協力を得て、理想選挙の実現を期するために、これをおりまつたところだと存じます。しかし、この諮詢されようとしておりました項目が非常に広範で、しかも根本的な問題が多いのであります。それに委員の任期は一年となつております。一国会にいつ提出されるのか、前の基さ

んからも御心配がありましたが、私は非常にそれを心配するのであります。来年の参議院の選挙に間に合えばいいと總理もおっしゃつておられたが、それが困ると思ひます。はつきりと、どういう御予定か總理から伺いたいと思います。この選挙法の改正について、今国会の初めに公明選挙実現のための改正だけでも国会に提出すべきだということを國民は期待しております。で、その程度の改正ならば別に審議会に諮問する必要はなく、前の選挙制度調査会の答申案を採用すればできたはずだと思います。それを審議会しまおうとするのはまことに遺憾に存じます。池田総理は、よく、政治の姿勢を正すとか、忍耐と寛容をもつて話し合いの政治をするとおっしゃつておられました。それはウソではなく、ある程度実行しておいでになることを認めます。

私は、ただいま提案の理由でお述べになりましたように、現行選挙制度の全般にわたつて再検討を加え、もつて、党派を越え、国民全体の協力を得て、理想選挙の実現を期するために、これをおりまつたところだと存じます。しかし、この諮詢されようとしておりました項目が非常に広範で、しかも根本的な問題が多いのであります。それに委員の任期は一年となつております。一国会にいつ提出されるのか、前の基さ

ると思ひのであります。この点について總理はどんなふうなお考へをと、どういう御予定か總理から伺いたいと思います。この選挙法の改正について、今国会の初めに公明選挙実現のための改正だけでも国会に提出すべきだということを國民は期待しております。で、その程度の改正ならば別に審議会に諮問する必要はなく、前の選挙制度調査会の答申案を採用すればできたはずだと思います。それを審議会しまおうとするのはまことに遺憾に存じます。池田総理は、よく、政治の姿勢を正すとか、忍耐と寛容をもつて話し合いの政治をするとおっしゃつておられました。それはウソではなく、ある程度実行しておいでになることを認めます。

私は、ただいま提案の理由でお述べされましたように、現行選挙制度の全般にわたつて再検討を加え、もつて、党派を越え、国民全体の協力を得て、理想選挙の実現を期するために、これをおりまつたところだと存じます。しかし、この諮詢されようとしておりました項目が非常に広範で、しかも根本的な問題が多いのであります。それに委員の任期は一年となつております。一国会にいつ提出されるのか、前の基さ

ると思ひのであります。この点について總理は、私にはどちらも足りないよう思ひますが、いかがでございましょうか。来年の参議院選挙については、すでに事前運動が行なわれておるようあります。このままでは昨年の衆議院の選挙よりもっと金がかかることになるのではないか、そうすれば政党も候補者もお困りにな

ると思ひのであります。この点について總理は、どんなんふうなお考へをと、どういう御予定か總理から伺いたいと思います。この選挙法の改正について、今国会の初めに公明選挙実現のための改正だけでも国会に提出すべきだ

ます。それは政治献金と税金の問題であります。せんたつて八幡製鉄の一株主が、会社が昨年の三月十四日、自民党に三百五十万円献金したのは定款違反だとして、東京地裁に提訴いたしました。これは各新聞に大きく報ぜられておりましたので、總理ももちろん御記憶のことと存じます。私の調査によると、八幡製鉄は、三十五年中

に選挙及び経常の政治資金として、自民党、社会党、民社党、宏池会、十日会、信友会、蓬庵会、經濟再建懇談会に、合計一億六十三万円の政治献金をしております。この金は、法人税法の第九条三項及び法人税法施行規則第七

条の寄付金の損金算入限度額の規定により、資本金の千分の二・五、所得金額の百分の二・五の合計金額の二分の一に相当する金額は無税となつてお

ります。

それで、同氏の支出がどれだけかといいますと、六十七万余円であ

ります。

まずそれについての疑問を幾つか伺

いたいと思います。この当選者四百六十

名の方々のうち、選舉違反容疑で白

紙となつております方が五名ございま

すので、合計四百六十二名になります

でござります。

この法人税法による寄付金の無税の規定はどういう趣旨で制

定されているか。政治献金をさせるこ

とを予想しての規定であるかどうか。

次は、安井自治大臣にお伺いしたい

と思います。私どもは、昨年の十一月二十日に行なわれました総選挙で立候補をされた方たちの選挙費用の届出、及び各政党、政治団体の選挙費用の届出を拜見して計算をしてみましたので、まずそれについての疑問を幾つか伺いたいと思います。この当選者四百六十名さんから二百万円、賀屋さんからの一百万円を含めて千百六十九万余円を書き出します。千萬円以上の収入をお書きになつた方はこの方一人であります。それで、同氏の支出がどれだけかといいますと、六十七万余円であります。

そこで、同氏の支出がどれだけかといいますと、六十七万余円であります。

まずそれについての疑問を幾つか伺

いたいと思います。

この当選者四百六十

名の方々のうち、選舉違反容疑で白

紙となつております方が五名ございま

すので、合計四百六十二名になります

でござります。

この法人税法による寄付金の無税の規定はどういう趣旨で制

定されているか。政治献金をさせるこ

とを予想しての規定であるかどうか。

次は、大蔵大臣に實は伺おうと思つておりましたが、御欠席のようでござりますので、總理から伺いたいと思ひます。それは政治献金と税金の問題であります。せんたつて八幡製鉄の一株主が、会社が昨年の三月十四日、自民党に三百五十万円献金したのは定款違反だとして、東京地裁に提訴いたしました。これは各新聞に大きく報ぜられておりましたので、總理ももちろん御記憶のことと存じます。私は政治献金及び労組その他の団体からの政治献金は望ましくないという立場で、これを政治資金規正法で禁止をし、個人からの寄付を認めるようになります。

なお、私は、銀行、会社等からのこの

うちの政治献金は望ましくないとい

うと思います。

お考へはないかどうか、伺いたいと思

います。

次は、大蔵大臣に實は伺おうと思つておりましたが、御欠席のようでござりますので、總理から伺いたいと思ひます。それは政治献金から何いたいと思ひます。この選挙法の改正について、今もお話を通り、党派にかかわらず、公明な人選をいたして、十分りつばな結論を得るように期待したいと思ひます。(拍手)

それから、審議会の人選につきまし

ては、今もお話を通り、党派にかかわ

らず、公明な人選をいたして、十分りつ

ばな結論を得るように期待したいと思

ひます。

ん、愛媛第一区の園谷さん、茨城第二区の塚原さん、北海道二区の松浦さんほか二、三名の方がございますが、これらも法的に一休差しつかえないか、あるいは法的に禁止はされていなくとも、そういうことが選挙の届出なんかにはつきり出ていて一体いいものかどうか伺いたい。

以上事実だけでも、現在の届出がき

わめてルーズで、ただ受け付けるだけで、それから各都道府県の公報、官報

での告示の形式もまことにわかりにくくて、一般有権者には理解できないと思

います。現行法のもとにおいてどうか、お伺いしたい。

最後は参議院自民党は、先ほどからも、私はそれをもう少し再検討をしていただきたいと思いますが、自治大臣にその御意思がおりになりますかどうか、お伺いしたい。

も、私はそれによってやらなかつたか、こういう御質問でござりまするが、御承知の通り、さきの衆議院選挙の前におきましたが、この答申によりまして各派がいろいろ御審議願つたよ

うでございますが、結論を得なかつたような次第でござります。従いまして、大きくかまえまして、全般にわ

たつてとりっぱなものを作り上げる、そ

うして公明選挙の実を期そうとするの

が私の考え方でござります。しかし、つきましたして、これは少し申し上げにくいのであります、公明化に関する事項がなくて候補者に都合のいいことだけが出ておるといふことで、国民の中には非難が出ておりますが、そういう点を自治大臣としてはどうお考えになるか、伺いたいと思います。それか

ら、これも先ほど基さんからお話をありました。今度の案の中に選挙運動員に対して日当を出すということが出しております。これは私は非常に重大な問題であつて、いわゆる従来の選挙に対する考え方を私は変えるものではないか。それについてちょっと申し上げる時間がなくなつてしましましたが、

この点について特に大臣の御意見を伺いたいと思います。これをもつて私の質問を終わります。(拍手)

【國務大臣池田勇人君登壇、拍手】

○國務大臣(池田勇人君) お答え申上

げます。

早く選挙の公明を期するためには調査会の答申によつてやらなかつたか、こういう御質問でござりまするが、

御承知の通り、さきの衆議院選挙の前におきましたが、この答申によりまして各派がいろいろ御審議願つたよ

うでございますが、結論を得なかつた

ような次第でござります。従いまして、大きくかまえまして、全般にわ

たつてとりっぱなものを作り上げる、そ

うして公明選挙の実を期そうとするの

が私の考え方でござります。しかし、

法律がいかにできましても、運用とか

あるいは候補者または選挙民の公明選

挙に関する熱意が必要なんだとございま

す。私は、昭和三十六年度の予算におきまして、従来の倍以上の公明選挙にかかる費用を計上いたしまして、全国津々浦々にわたつて公明選挙の実をあ

げるようPRを始めていきたい。こういう考え方で進んでおるのであります。

次に、選挙に對しての、あるいは政

治団体に對しての寄付金の問題でござ

りますが、お話をのように、今の税法

は、資本金の千分の二・五、また益金の

百分の二・五、これを加えました金額

の半分までは損金算入の制度になつて

おるのであります。各社の様子を見ま

すといふと、これは政治資金ばかりで

はございません、ほかのあらゆる寄付

金と一緒にしてござりますが、各会

社がいろんな事情で寄付金が必要でござります。交際費か寄付金かわからぬ

といふような問題もござりまするが、

そういうようなものは寄付金として考

えることになつております。そういた

しまして、大体今会社十数万のうち

に相なつておりますから、個人の寄付金を損金にするといふことになります。

お話をのように、この問題につきましては、やはり今度の審議会等におきましたので、外國の例もいろいろ調べて私は十分検討を願いたい問題の一

つとして考えておるのであります。

○國務大臣安井謙君登壇、拍手

○國務大臣(安井謙君) 選挙に関する

資金の収入及び支出の届出が過小じや

ないか、こういう御質問が一点でござ

りますが、御承知の通りに、届出は厳

正に真実を届け出るべきものでござ

まして、われわれはそれを期待いたし

ております。その違反が明らかになつ

ておれば、これは選挙法違反なりある

まいして、われわれはそれを期待いたし

ております。その違反が明らかになつ

ておれば、これは選挙法違反なりある

まいして、われわれはそれを期待いたし

る国税、地方税の方は大体七〇%程度で御議論になつてゐる問題でありますて、また政府としてこれに對する意見を表明する時期じゃなからうと存じます。

なお、公明化運動が非常に偏してい

るのじゃないか、あるいは効果が薄いのじゃないかといふ点につきましては、やはり今度の審議会等におきましたので、外國の例もいろいろ調べて私は十分検討を願いたい問題の一

つとして考えておるのであります。

○國務大臣(安井謙君) 須藤五郎君

○須藤五郎君登壇

○須藤五郎君(松野鶴平君) 須藤五郎君

○須藤五郎君(須藤五郎君) 私は、日本共産党を代

表して、総理並びに安井国務大臣に対し質問をするものであります。

そもそも、政府、自民党が、選挙制

度を改正し、あるいは政党法を制定し

て、民主的諸政党並びに諸団体の活動

を規制しようとしたくらんだことは、今

回が初めてではありません。その最も露骨な例が、あの悪名高い岸幹事長当

時の小選舉区制定案であります。その

意図するところは、いわゆる二大政党制を人為的に作り上げ、形式的な議会主義によつて独占資本と自民黨の永久

れて参りました。今回提案されました選挙制度審議会設置法は、いわゆる学識経験者を中心として、國會議員の参加を制限し、あたかも第三者の手で作られるがことき裝いをこらしながら、実は、小選挙区制法案あるいは政党法の制定等、今までと全く同じことを繰り返そうとしているのであります。いやしくも、政府が国民の意思を尊重し、それを選挙の結果及び国会の構成に正しく反映させようと考へているのであれば、当然全国一区比例代表制を採用すべきであります。これこそが人民の意思を最も正しく反映させ、最も民主的な選挙制度を作る道であります。そのために、少なくとも当面、現選挙区制のもとで議員定数を有権者数に比例するよう改正すること、選挙運動に対する不法な制限を廃止すること、買収及び供給など悪質選挙違反の連座制を強化し、買収選挙の絶滅をはかること等々、当然とるべき措置を直ちに講すべきであります。このことは、何人も否定し得ないところであります。なぜそれができないのか、池田総理にその根拠を明確に示していただきたいと思います。

次に、この法案はこれ自体だけを切り離して問題にすることは決してできません。選挙を通じて政治に国民の意

思を真に反映させるためには、国民の言論、政治活動の自由が完全に保障さ

れていなければなりません。しかる

に、政府、自民党のやつていることは、ことごとにそれと反対のことばかりではありませんか。労働者の民主的権利、民主的活動と政治運動に対する弾圧、さらにその弾圧のために軍隊まで出動させるいわゆる治安行動計画の実施、ILO条約の批准を適用しての国内法の改悪、さらには新破防法ともいべき政治的暴力行為防止法の活動の抑圧であり、攻撃でなくて、何もありましょうか。それだけではあります。政府及び自民党は、政治の実権を国民党から離すために、あらゆる手段を弄しております。行政当局の秘密

主義、国会における少数党の発言の抑圧、テレビ、ラジオ、新聞など、マスコミ支配の強化等に狂奔しております。私がこの際特に指摘しなければならないことは、政府、自民党が国会正常化の名のもとに国会法の改悪をたくらみ、少數党の発言を抑え、今まで以上に国会をその支配のもとに置こうと画策している事実であります。これは、

○國務大臣(池田勇人君) 選挙法の改正を早々出してはどうかという御質問に対しましては、先ほど來答弁したところで御了承願います。他は御意見のようござりますから、答弁を省略させていただきます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) われわれは、國とペキスタンとの間の友好通商条約の締結について承認を求めるの件、(衆議院送付)。

わが党は、かかる反動的な諸政策にまつこから反対するとともに、本法案の即時撤回を要求して、私の質問を終わります。

○國務大臣(池田勇人君登壇、拍手) 日程第三、航空業務に関する日本国とペルギーとの間の協定の締結について承認を求めるの件、(衆議院送付)。

日本国とバキスタンとの間の友好通商条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるの件、

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。外務委員長木内四郎君。

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。外務委員長木内四郎君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

日本国とペキスタンとの間の友好通商条約の締結について承認を求めるの件、

日本国とバキスタンとの間の友好通商条約を締結することに決定し、そのための全権を有する、日本外務大臣小坂善太郎とバキスタン大統領元帥モハマッド・アリー・カーンは、それぞれ日本国及びバキスタンのために、次の諸条を協定した。

その他の国に比べて、どんより日本は決して自由において劣る国じやなかりではありませんか。労働者の民主性はさらに倍加するであります。ろうといふ確信を持っております。

昭和三十六年四月十八日  
衆議院議長 潤澤 一郎

參議院議長 松野鶴平殿

好通商条約の締結について承認を求めるの件

日本国とバキスタンとの間の友好

通商条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定

に基づき、国会の承認を求めるの件

日本国とバキスタンとの間の友好

通商条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定

## 第一条

いづれの一方の締約国の国民も、他方の締約国の領域に当該他方の締約国の法令に従つて入ることを許され、かつ、当該他方の締約国の領域への入国並びに同領域内における滞在、旅行及び居住に関するすべての事項について、最惠国待遇を与える。

## 第二条

1 いづれの一方の締約国の国民も、他方の締約国の領域内において、(a)良心の自由を有し、(b)公私の宗教上の儀式を行ない、(c)国外の公衆に周知させるため資料を収集し、及び送付し、並びに(d)当該領域の内外にある他の者と郵便、電信その他の一般に公衆の用に供される手段によつて通信することを許される。

2 この条の規定は、公の秩序を維持し、及び公衆の道德又は安全を保護するため必要な措置を執る締約国の権利の行使を妨げるものではない。

## 第三条

1 いづれの一方の締約国の国民も、他方の締約国の領域内において、いかなる種類の不法な迫害も受けることはなく、かつ、いかなる場合にも国際法の要求する保護及び保障よりも少なくない不斬の保護及び保障を受けるものとする。

## 2 いづれか一方の締約国の領域内で他方の締約国の国民が抑留された場合には、もよりの地にあるその者の本国の領事官は、その者の要求に基づき、直ちにその旨を通告され、かつ、その者を訪問し、及びその者と通信することが許される。その者は、(a)相当なかつ人道的な待遇を受け、(b)自己に対する被騒害実を正式にかつ直ちに告げられ、(c)自己の弁護のための適当な準備に支障がない限りすみやかに裁判に付され、及び(d)自己の弁護に当然必要なすべての手段(自己)が選任する資格のある弁護人の役務を含む)を与えられる。

3 (a) いづれの一方の締約国も、他方の締約国の領域内において、すべての強制軍事服役及びその代りに課されるすべての課徴金を免除される。

(b) いづれの一方の締約国の国民及び会社も、他方の締約国の領域内において、すべての強制公債、軍事取立金、軍用徵免又は強制宿営に関して、最惠国待遇を与えられる。

## 第四条

1 いづれの一方の締約国の国民及び会社の財産も、他方の締約国の領域内において、不斷の保護及び保障を受けるものとする。

## 2 いづれの一方の締約国の国民及び会社も、その住居、事務所、倉庫、工場その他の建造物で他方の締約国の領域内にあるものについては、不法な侵入及び妨害を受けないものとする。当該建造物及び

その中にある物件について必要がある場合に行なう當局の捜索及び検査は、占有者の便宜及び業務の遂行に周到な考慮を払い、法令に従つてのみ行なうものとする。

3 いづれの一方の締約国も、他方の締約国又は会社がその設立した企業、その資本又はその提供した技術、技芸若しくは技術に開示適法に取得した権利又は利益で当該一方の締約国の領域内にあるものを害するおそれがある不当な又は差別的な措置を執つてはならない。

4 いづれの一方の締約国の国民及び会社の財産も、他方の締約国が領域内において、公共のためにする場合を除くほか、収用し、又は使用してはならず、また、正当な補償を迅速に行なわなければならず、又は使用してはならない。その補償は、実際に換算することができるもので行なわなければならず、また、収用し、又は使用しては使用した

1 いづれの一方の締約国の国民及び会社の財産も、他方の締約国が領域内において、不断の保護及び保障を受けるものとする。

## 第五条

1 いづれの一方の締約国の国民及び会社も、他方の締約国の領域内において、2及び4に規定する事項に関しては、いかなる場合にも、最惠国待遇よりも不利でない待遇を与えられる。

2 いづれの一方の締約国の国民及び会社も、他方の締約国の領域内において、2及び4に規定する事項に関しては、いかなる場合にも、最惠国待遇よりも不利でない待遇

規定する契約は、いづれの一方の締約国の領域内においても、仲裁手続のために指定された地がその領域外にあるという理由又は仲裁人のうちの一人若しくは二人以上がその締約国の国籍を有しないという理由だけでは、執行することができないものと認めてはならない。その契約に従つて正當にされた判断で、判断がされた地の法令に基づいて確定しておりかつ、執行することができるものは、いづれの一方の締約国の領域内においても、その判断がされた地がその領域外にあるという理由又は仲裁人のうちの一人若しくは二人以上がその締約国の国籍を有しないといふ理由だけでは、無効と認め、又は執行のための有効な手段を拒否してはならない。

## 第六条

1 いづれの一方の締約国の国民及び会社の財産も、他方の締約国が領域内において、不断の保護及び保障を受けるものとする。

販売、販売のための提供、購入、分配又は使用に影響を及ぼすすべての法令及び要件に因し、いづれか一方の締約国がいづれかの第三国を原産地とする产品又はいづれかの第三国に仕向けられる产品に対する与えているか、又は将来与えるすべての利益、特典、特權又は免除は、他方の締約国の領域を原産地とする同様の产品又は他方の締約国の領域に仕向けられる同様の产品に対し、即時に、かつ、無条件に与えられるものとする。

#### 第八条

1 いづれの一方の締約国の国民及び会社も、両締約国の領域の間ににおける支払、送金及び資金又は金銭證券の移転に関して、並びに他方の締約国の領域と第三国との間ににおける支払、送金及び資金又は金銭證券の移転に関して、並びに他方の締約国の領域と第三国との間に資するため、科学及び技術に関する知識の交換及び利用を促進することを目的として、相互の利益のために協力することを約束する。

2 1の規定は、いづれか一方の締約国が、国際通貨基金協定の締約国として有するか又は有することがある権利及び義務に合致するようなら為替制限を課することを妨げるものではない。

3 いづれの一方の締約国も、他方の締約国すべての产品的輸入に對し、又は当該他方の締約国の領域に仕向けられるすべての产品的輸出に對し、なんらの制限又は禁

止をも課してはならない。ただしこれ、すべての第三国との同様の产品の輸入又はすべての第三国への同様の产品的輸出が同様に制限され、又は禁止されている場合は、この限りでない。

4 3の規定にかかわらず、いづれの一方の締約国も、貨物の輸入及び輸出について、当該一方の締約国が、2の規定に基づいて当該時に課することができる為替制限と同等の効果を有する制限又は統制をすることができる。

#### 第九条

両締約国は、両国間の貿易を発展させ、及び経済関係を強化することを目的として、相互の利益のために、特にそれぞれの領域内における経済の発展及び生活水準の向上に資するため、科学及び技術に関する知識の交換及び利用を促進することを目的として、相互の利益のために協力することを約束する。

1 この条約のいかなる規定も、いづれか一方の締約国が関税及び貿易に関する一般協定若しくは国際通貨基金協定又はそれらを修正し若しくは補足する多數国との協定の締約国として有するか、又は有することがある権利及び義務については、両締約国が当該協定の締約国である限り、影響を及ぼすものではない。

2 この条約は、次の措置を執ることを妨げるものではない。

(a) 金又は銀の輸入又は輸出を規制する措置

(b) 核分裂性物質、核分裂性物質

(c) 当該一方の締約国が加盟国となる関税同盟又は構成地域となる

こと並びに(b)他方の締約国の国民、会社及び通商に対し、(a)政府による需品の購入、(b)特權の賦与その他の政府による契約及び(c)政府又は排他的の若しくは特別の特權を享受された独占企業若しくは機関が行なうる役務の販売に關しては、第三国との国民、会社及び通商に与えられる待遇と比べて公正なかつ平衡な待遇を与えなければならない。

第三条

1 この条約のいかなる規定も、いづれか一方の締約国が関税及び貿易に関する一般協定若しくは国際通貨基金協定又はそれらを修正し若しくは補足する多數国との協定の締約国として有するか、又は有することがある権利及び義務については、両締約国が当該協定の締約国である限り、影響を及ぼすものではない。

2 この条約は、次の措置を執ることを妨げるものではない。

(a) 内國漁業の產品に与える利益

(b) 国境貿易を容易にするため隣接国に与える利益

(c) 当該一方の締約国が加盟国となる関税同盟又は構成地域となる

性副産物又は核分裂性物質の原

料となる物質に関する措置

(c) 武器、彈薬及び軍需品の生産若しくは取引又は軍事施設に供給するため直接若しくは間接に行なわれるその他の物資の取引を規制する措置

(d) 國際の平和及び安全の維持若しくは回復に関する自國の義務を履行し、又は自國の軍大な安

全上の利益を保護するため必要な措置

(e) 美術的、歴史的又は考古学的価値のある國宝の保護のために執られる措置

(f) 公衆衛生の保護並びに病気、害虫及び寄生物に対する動植物の保護に関する措置

(g) 第三國の國民がその所有又は管理について直接又は間接に支

配的利益を有する会社に対してこの条約に定める利益(法律上

の地位を認めること及び裁判所の裁判を受ける権利を除く。)を拒否する措置

3 第七条及び第八条の規定は、いづれか一方の締約国が与える次の利益には適用しない。

4 この条約において「会社」とは、関係法令に基づいて設立された商業、工業、金融業その他當利を目的とする事業活動に從事する社團法人、組合、会社その他の団体を

る自由貿易地域の存在に基づいて与える利益。ただし、当該一方の締約国が、自國の計画を他方の締約国に通報し、かつ、協議のため適当な機会を當該他方の締約国に与える場合に限る。

第五条

1 「内国民待遇」とは、一締約国

の領域内で与えられる待遇で、当該

締約国そのぞれぞれ國民、会社、產

品その他の対象が同様の場合にそ

の領域内で与えられる待遇よりも不

利でないものをいう。

第六条

1 「最惠国待遇」とは、一締約国

の領域内で与えられる待遇で、第三

国そのぞれぞれ國民、会社、產

品その他の対象が同様の場合にそ

の領域内で与えられる待遇よりも不

利でないものをいう。

第七条

1 「内国民待遇」とは、一締約国

の領域内で与えられる待遇で、当該

締約国そのぞれぞれ國民、会社、產

品その他の対象が同様の場合にそ

の領域内で与えられる待遇よりも不

利でないものをいう。

第八条

1 「内国民待遇」とは、一締約国

の領域内で与えられる待遇で、当該

締約国そのぞれぞれ國民、会社、產

品その他の対象が同様の場合にそ

の領域内で与えられる待遇よりも不

利でないものをいう。

第九条

1 「内国民待遇」とは、一締約国

の領域内で与えられる待遇で、当該

締約国そのぞれぞれ國民、会社、產

品その他の対象が同様の場合にそ

の領域内で与えられる待遇よりも不

利でないものをいう。

第十条

1 各締約国は、(a)その政府が所有し、又は支配する企業及びその領域内に排他的の又は特別の特權を与えた独占企業又は機関が、

他方の締約国の通商に影響を与える輸入又は輸出を伴う購入又は販売を商業的考慮(価格、品質、入手可能性、市場性、運送その他購入又は販売の条件等)に関する考慮をいふ)によつてのみ行なうべき

の利用若しくは加工による放射

1 この条約において「会社」とは、

関係法令に基づいて設立された商

業、工業、金融業その他當利を目

的とする事業活動に從事する社團

法人、組合、会社その他の団体を

て与える利益。ただし、当該一

方の締約国が、自國の計画を他

方の締約国に通報し、かつ、協

議のため適当な機会を當該他

方の締約国に与える場合に限る。

第十二条

1 「内国民待遇」とは、一締約国

の領域内で与えられる待遇で、当該

締約国そのぞれぞれ國民、会社、產

品その他の対象が同様の場合にそ

の領域内で与えられる待遇よりも不

利でないものをいう。

第十三条

1 この条約において「為替制限」とは、いづれか一方の締約国が課すすべての制限、規制、課徴金、租税その他の要件で、両締約国

の領域の間における支払、送金又は資金若しくは金銭證券の移転につ

いて負担又は妨害となるものをい

う。

2 この条約は、次の措置を執ることを妨げるものではない。

(a) 金又は銀の輸入又は輸出を規

制する措置

(b) 核分裂性物質、核分裂性物質

(c) 当該一方の締約国が加盟国となる関税同盟又は構成地域とな

ること並びに(b)他方の締約国の國

民、会社及び通商に対し、(a)政府

による需品の購入、(b)特權の賦与

その他の政府による契約及び(c)政府

又は排他的の若しくは特別の特權を

享受された独占企業若しくは機

関が行なうる役務の販売に關しては、

第三国との国民、会社及び通商に与えられる待遇と比べて公正なかつ平衡な待遇を与えなければならない。

第三条

1 この条約のいかなる規定も、いづれか一方の締約国が関税及び貿易に関する一般協定若しくは国際通貨基金協定又はそれらを修正し若しくは補足する多數国との協定の締約国として有するか、又は有することがある権利及び義務については、両締約国が当該協定の締約国である限り、影響を及ぼすものではない。

2 この条約は、次の措置を執ることを妨げるものではない。

(a) 内國漁業の產品に与える利益

(b) 国境貿易を容易にするため隣接国に与える利益

(c) 当該一方の締約国が加盟国となる関税同盟又は構成地域とな

ること並びに(b)他方の締約国の國

民、会社及び通商に対し、(a)政府

による需品の購入、(b)特權の賦与

その他の政府による契約及び(c)政府

又は排他的の若しくは特別の特權を

享受された独占企業若しくは機

関が行なうる役務の販売に關しては、

第三国との国民、会社及び通商に与えられる待遇と比べて公正なかつ平衡な待遇を与えなければならない。

第三条

1 この条約のいかなる規定も、いづれか一方の締約国が関税及び貿易に関する一般協定若しくは国際通貨基金協定又はそれらを修正し若しくは補足する多數国との協定の締約国として有するか、又は有することがある権利及び義務については、両締約国が当該協定の締約国である限り、影響を及ぼすものではない。

2 この条約は、次の措置を執ることを妨げるものではない。

(a) 金又は銀の輸入又は輸出を規

制する措置

(b) 核分裂性物質、核分裂性物質

(c) 当該一方の締約国が加盟国となる関税同盟又は構成地域とな

ること並びに(b)他方の締約国の國

民、会社及び通商に対し、(a)政府

による需品の購入、(b)特權の賦与

その他の政府による契約及び(c)政府

又は排他的の若しくは特別の特權を

享受された独占企業若しくは機

関が行なうる役務の販売に關しては、

第三国との国民、会社及び通商に与えられる待遇と比べて公正なかつ平衡な待遇を与えなければならない。

第三条

1 この条約のいかなる規定も、いづれか一方の締約国が関税及び貿易に関する一般協定若しくは国際通貨基金協定又はそれらを修正し若しくは補足する多數国との協定の締約国として有するか、又は有することがある権利及び義務については、両締約国が当該協定の締約国である限り、影響を及ぼすものではない。

2 この条約は、次の措置を執ることを妨げるものではない。

(a) 金又は銀の輸入又は輸出を規

制する措置

(b) 核分裂性物質、核分裂性物質

(c) 当該一方の締約国が加盟国となる関税同盟又は構成地域とな

ること並びに(b)他方の締約国の國

民、会社及び通商に対し、(a)政府

による需品の購入、(b)特權の賦与

その他の政府による契約及び(c)政府

又は排他的の若しくは特別の特權を

享受された独占企業若しくは機

関が行なうる役務の販売に關しては、

第三国との国民、会社及び通商に与えられる待遇と比べて公正なかつ平衡な待遇を与えなければならない。

第三条

1 この条約のいかなる規定も、いづれか一方の締約国が関税及び貿易に関する一般協定若しくは国際通貨基金協定又はそれらを修正し若しくは補足する多數国との協定の締約国として有するか、又は有することがある権利及び義務については、両締約国が当該協定の締約国である限り、影響を及ぼすものではない。

2 この条約は、次の措置を執ることを妨げるものではない。

(a) 金又は銀の輸入又は輸出を規

制する措置

(b) 核分裂性物質、核分裂性物質

(c) 当該一方の締約国が加盟国となる関税同盟又は構成地域とな

ること並びに(b)他方の締約国の國

民、会社及び通商に対し、(a)政府

による需品の購入、(b)特權の賦与

その他の政府による契約及び(c)政府

又は排他的の若しくは特別の特權を

享受された独占企業若しくは機

関が行なうる役務の販売に關しては、

第三国との国民、会社及び通商に与えられる待遇と比べて公正なかつ平衡な待遇を与えなければならない。

第三条

1 この条約のいかなる規定も、いづれか一方の締約国が関税及び貿易に関する一般協定若しくは国際通貨基金協定又はそれらを修正し若しくは補足する多數国との協定の締約国として有するか、又は有することがある権利及び義務については、両締約国が当該協定の締約国である限り、影響を及ぼすものではない。

2 この条約は、次の措置を執ることを妨げるものではない。

(a) 金又は銀の輸入又は輸出を規

制する措置

(b) 核分裂性物質、核分裂性物質

(c) 当該一方の締約国が加盟国となる関税同盟又は構成地域とな

ること並びに(b)他方の締約国の國

民、会社及び通商に対し、(a)政府

による需品の購入、(b)特權の賦与

その他の政府による契約及び(c)政府

又は排他的の若しくは特別の特權を

享受された独占企業若しくは機

関が行なうる役務の販売に關しては、

第三国との国民、会社及び通商に与えられる待遇と比べて公正なかつ平衡な待遇を与えなければならない。

第三条

1 この条約のいかなる規定も、いづれか一方の締約国が関税及び貿易に関する一般協定若しくは国際通貨基金協定又はそれらを修正し若しくは補足する多數国との協定の締約国として有するか、又は有することがある権利及び義務については、両締約国が当該協定の締約国である限り、影響を及ぼすものではない。

2 この条約は、次の措置を執ることを妨げるものではない。

(a) 金又は銀の輸入又は輸出を規

制する措置

(b) 核分裂性物質、核分裂性物質

(c) 当該一方の締約国が加盟国となる関税同盟又は構成地域とな

ること並びに(b)他方の締約国の國

民、会社及び通商に対し、(a)政府

による需品の購入、(b)特權の賦与

その他の政府による契約及び(c)政府

又は排他的の若しくは特別の特權を

享受された独占企業若しくは機

関が行なうる役務の販売に關しては、

第三国との国民、会社及び通商に与えられる待遇と比べて公正なかつ平衡な待遇を与えなければならない。

第三条

1 この条約のいかなる規定も、いづれか一方の締約国が関税及び貿易に関する一般協定若しくは国際通貨基金協定又はそれらを修正し若しくは補足する多數国との協定の締約国として有するか、又は有することがある権利及び義務については、両締約国が当該協定の締約国である限り、影響を及ぼすものではない。

2 この条約は、次の措置を執ることを妨げるものではない。

## 第十三条

1 各締約国は、他方の締約国がこの条約の実施に関する事項について行なう申入れに対しても、好意的考慮を払い、かつ、その申入れに関する協議のため適当な機会を与えるなければならない。

2 この条約の解釈又は適用に関する両締約国間の紛争で外交交渉により満足に調整されないものは、両締約国が他のなんらかの平和的手段による解決について合意しなかつたときは、国際司法裁判所に付託するものとする。

日本国のために  
池田 勇人  
小坂善太郎

パキスタンのために  
モハマド・アユーブ・カーン

議定書

日本国とパキスタンとの間の友好

通商条約に署名するに当たつて、下

名は、さらに、同条約の不可分の一部と認められる次の規定を協定した。

1 第一条の規定は、日本国に対し、パキスタンが英連邦諸国の市民に対して与えているか、又は将来与える権利及び特權の享受を要求する権利を与えるものと解してはならない。

2 この条約は、批准書の交換の日の後一箇月で効力を生ずる。この条約は、五年間効力を有し、その後は、この条に定めるところにより終了するまで効力を存続する。

3 いずれの一方の締約国も、他方の締約国に対し一年前に文書による予告を与えることによつて、最初の五年の期間の終りに又はその後いつでもこの条約を終了させることができること。

4 第一条の規定に關し、いずれか一方の締約国で特定の目的のため他方の締約国の領域に入ることを許されるものは、その入国許可の条件として法令により明示的に課される制限に反して營利的活動に從事する権利を有しない。

5 第四条の規定は、いずれか一方の締約国が直接又は間接に利益を有するものについても適用する。

6 第四条の規定は、いずれか一方の締約国の領域内で取用され、又は使用される財産で他方の締約

7 第八条の規定は、輸入及び輸出に関する差別を排除することを目的とするものであつて、国際収支

以上の証拠として、下名は、この条約に署名した。

千九百六十年十二月十八日に東京で、英語により本書一通を作成した。

(事業活動)に從事する企業を設立し、又は当該企業における利益を取得することができる限度を定める権利を留保する。ただし、いかなる場合にも、最惠国待遇よりも不利でない待遇を与えることを条件とする。もつとも、いずれか一方の締約国がその領域内でそれらの活動を行なうことを外國の国民又は会社に許す限度について新たに行なう制限は、その実施の際その領域内でそれらの活動に従事している企業で他方の締約国の国民又は会社が所有し、又は支配しているものに対しては適用しない。

8 第七条及び第八条の規定は、パキスタンが英連邦諸国及び隣接国に与えている特恵又は利益で、この条約の署名の日に存在するものについては、適用しない。

9 この条約のいかなる規定も、パキスタンに対し、日本国が(2)千九百五十一午年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約第二条の規定に基づいて

互主義に服すべきことを要求することができる。

日本国がすべての権利、権原及び請求権を放棄した地域を原籍とする者に対し、又は(1)同平和条約第三条に掲げるいずれかの地域に対する行政、立法及び司法に関し同

条後段に掲げる事態が継続する限り、同地域の原住民及び船舶並びに同地域との貿易に對して与えて

いるか、又は将来与える権利及び特權の享受を要求する権利を与えるものと解してはならない。

10 第四条の規定は、ギーとの間の協定の締結について承認を求めるの件

内閣総理大臣 池田 勇人

右  
昭和三十六年二月二十四日  
内閣総理大臣 池田 勇人  
航空業務に関する日本国とベルギーとの間の協定の締結について承認を求めるの件

内閣総理大臣 池田 勇人

航空業務に関する日本国とベル

ギーとの間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

めの協定を締結することを希望するので、

このためそれぞれの代表者を任命した。これらの代表者は、次のとおり協定した。

### 第一条

(1) この協定の解釈上、この協定に別段の定がある場合を除くほか、

(2) 「条約」とは、千九百四十四年十二月七日にシカゴで署名された国際民間航空条約（同条約の規定に従つて採択された改正を含む）をいふ。

(3) 「航空運送企業」とは、国際航空業務を提供し、又は運営する航空運送企業をいふ。

(e) 「国際航空業務」とは、二以上の国の領域上の空間にわたつて行う航空業務をいふ。

(1) 「航空運送企業」とは、国際航空業務を提供し、又は運営する航空運送企業をいふ。

(2) 「非商業的目的での着陸」とは、旅客、貨物又は郵便物の積込又は積卸以外の目的で着陸することをいふ。

(3) 「附表」とは、この協定の附表又は第十四条の規定に従つて改正される同附表をいふ。

(2) 附表は、この協定の不可分の一部をなすものとし、「協定」というときは、別段の定がある場合を除くほか、附表を含むものとする。

### 第二条

各締約国は、他方の締約国に対し、その指定航空企業が附表の該当する部で定める路線（以下「特定路線」といふ）における国際航空業務（以下「協定業務」といふ）を開設することができるようにするため、この協定で定める権利を許与する。

### 第三条

(1) いづれの特定路線における協定業務も、前条の規定に基いて権利を許与された締約国を選択により、即時又は後日開始することができる。ただし、次のことを行わざる後でなければならない。

(d) 「航空業務」とは、旅客、貨物又は郵便物の公衆用の運送のたまに航空機で行う定期航空業務

企業をいふ。

(e) 「航空業務」とは、旅客、貨物又は郵便物の公衆用の運送のたまに航空機で行う定期航空業務

をいふ。

(a) 権利を許与された締約国がその特定路線について一又は二以上の航空運送企業に対し、他方の締約国がその領域内の別の地点に向けて有効で運送される旅客、貨物又は郵便物を同領域内において積み込むこと。

(b) 権利を許与する締約国が一又は二以上の当該航空運送企業に對し適切に運営許可を与えること。同締約国は、次項及び第六条(1)の規定に従うことを条件として、運営なくこの許可を与えないなければならない。

(c) 一方の締約国は、他方の締約国が、同航空当局により国際航空業務の運営に通常適用される法令で定める要件を満たす者である旨を立証するとき、別段の定がある場合を除くほか、附表を含むものとする。

### 第五条

(1) 各締約国がその管理下にある空港その他の施設の使用について他方の締約国が指定期空企業に課し、又は課することを許す租税その他の課徴金は、類似の国際航空業務を運営する自国の航空運送企業に対し、これらの空港その他の施設の使用について課されるものより高額のものであつてはならない。

(2) 前項の規定は、一方の締約国が他方の締約国に対する航空運送企業に対し、その指定期空企業が附表の該当する部で定める路線（以下「特定路線」といふ）における国際航空業務（以下「協定業務」といふ）を開設することができるようにするため、この協定で定める権利を許与する。

### 第六条

(1) 各締約国は、他方の締約国指定期空企業の実質的な所有及び実効的な支配がその航空企業を指定した締約国又は当該締約国の国民に属していないと認められた場合は、その航空企業が享有することができる第四条(1)に定める権利を與えることを拒否し、若しくは取り消し、又はそれらの権利の行使に対し必要と認める条件を課することができる。

(2) 各締約国は、他方の締約国が指定期空企業が前項において言及した権利を許与する締約国の法令を定めて守らなかつた場合又はこの協定で定める条件を守らなかつた場合には、その指定期空企業による前記の権利の行使を停止し、又はその行使に対し必要と認める条件を課する権能を留保する。

(2) 各締約国は、他方の締約国が指定期空企業が前項において言及した権利を許与する締約国の法令を定めて守らなかつた場合又はこの協定で定める条件を守らなかつた場合には、その指定期空企業による前記の権利の行使を停止し、又はその行使に対し必要と認める条件を課する権能を留保する。ただし、重ねて前記の法令の違反が

も、自国の指定期空企業に対して他方の締約国が開税、検査手数料その他のこれらに類似する国又は地方公共団体が課する租税その他の課徴金を免除し、又は払いもどさない限り、他方の締約国が指定期空企業に対し、当該開税、検査手数料、租税その他の課徴金を免除し、又は払いもどす義務を負わないものとする。

(2) 前項の規定は、一方の締約国が他方の締約国が開税、検査手数料その他の課徴金を免除し、又は払いもどさない限り、他方の締約国が指定期空企業に対し、当該開税、検査手数料、租税その他の課徴金を免除し、又は払いもどす義務を負わないものとする。

(1) 各締約国は、他方の締約国が指定期空企業の実質的な所有及び実効的な支配がその航空企業を指定した締約国又は当該締約国の国民に属していないと認められた場合は、その航空企業が享有することができる第四条(1)に定める権利を與えることを拒否し、若しくは取り消し、又はそれらの権利の行使に対し必要と認める条件を課することができる。

(2) 各締約国は、他方の締約国が指定期空企業が前項において言及した権利を許与する締約国の法令を定めて守らなかつた場合又はこの協定で定める条件を守らなかつた場合には、その指定期空企業による前記の権利の行使を停止し、又はその行使に対し必要と認める条件を課する権能を留保する。

(2) 各締約国は、他方の締約国が指定期空企業が前項において言及した権利を許与する締約国の法令を定めて守らなかつた場合又はこの協定で定める条件を守らなかつた場合には、その指定期空企業による前記の権利の行使を停止し、又はその行使に対し必要と認める条件を課する権能を留保する。ただし、重ねて前記の法令の違反が

生することを防止するため、即時停止し、又は条件を課すやむを得ない必要がある場合を除くはか、この権能は、他方の締約国と協議した後でなければ行使することができない。

### 第七条

両締約国の指定航空企業は、両締約国の領域の間の協定業務を運営する公平なかつ均等な機会を有する。

### 第八条

一方の締約国が協定業務を運営するに当つては、他方の締約国が同一の路線の全部又は一部において行う業務に不当な影響を及ぼさないように、その他の締約国が指定期間の利益を考慮しなければならない。

### 第九条

(1) 協定業務は、その業務を運営する航空運送企業を指定した締約国から発し、又はその締約国へ向う国際航空運輸の通常の、かつ、合理的に予測される需要量に適合する輸送力を合理的と認められる利用率で供給することを第一の目的としなければならない。

一方の締約国が指定期間の輸送力の全体の範囲内で、協定業務の路線が経由する第三国の領域と他方の締約国

の領域との間の運輸需要量に補足的に応ずることができる。

(2) 協定業務の路線が經由する国が運輸需要量に応するため必要があるときは、前項に定める輸送力のほか追加の輸送力を附隨的に供給することができる。

### 第十条

(1) 協定業務について適用される運賃は、すべての評価の要素、特に、運営の経費、合理的な利潤、業務の特性（たとえば速力及び設備の程度）及び特定路線のいずれかの部分についての他の航空運送企業の運賃に十分な考慮を払い、合理的な水準に定めなければならない。これらの運賃は、この条の以下の規定に従つて定めるものとする。

(2) 関係指定航空企業は、できる限り、国際航空運送協会の運賃決定手続に従い、運賃について合意するものとする。この方法によることが不可能である場合には、各特定路線に関する運賃は、関係指定航空企業の間で合意しなければならない。いずれの場合にも、運賃は、両締約国が提出された

(3) 関係指定航空企業が運賃に従つて合意することができなかつた場合又は一方の締約国が提出された

運賃を同規定に従つて認可しなかつた場合には、両締約国の航空当局は、適当な運賃について合意が成立するよう努めなければならない。ただし、第十三条(3)の締約国の航空当局がそれについて満足しない場合には、実施してはならない。ただし、第十三条(3)の締約国の航空当局がそれについて規定が適用される場合は、この限りでない。この条の規定に従つて運賃が決定されるまでの間は、すでに実施されている運賃が適用されるものとする。

### 第十二条

(4) 前項に定める合意が成立しなかつた場合には、その紛争は、第十一条の規定に従つて解決しなければならない。

### 第十三条

(1) この協定の解釈又は適用に関し紛争が生じた場合には、両締約国は、まず、相互間の交渉によつてその紛争を解決するよう努めなければならない。

(2) 両締約国が交渉によつて紛争を解決することができなかつたときは、その紛争は、いずれか一方の締約国の要請により、各締約国が指名する各一人の仲裁委員と一緒にして選定された二人の仲裁委員が合意により指名する第三の仲裁委員からなる仲裁裁判所に決定のため付託することができる。ただし、第三の仲裁委員は、いずれかの締約国の国民であつてはならない。各締約国は、一方の締約国が紛争の仲裁を要請する外交上の公文を他方の締約国から受領した日から六十日の期間内に一人の仲裁委員を指名しなければならない。

(3) 両締約国は、前記の仲裁裁判所に決定のため付託することができる。ただし、第三の仲裁委員は、いずれかの締約国の国民であつてはならない。

### 第十四条

いずれの一方の締約国も、この協定を改正するため、いつでも、他方の締約国との協議を要請することができる。この協議は、要請があつた日から六十日の期間内に開始するものとする。改正が附表についてのみ行われる場合には、協議は、両締約国の航空当局の間で行うものとする。両締約国の航空当局が新たに又は修正された附表について合意したときは、この事項に関する両締約国の航空当局の勧告は、外交上の公文の交換によつて確認された後に効力を生ずる。

### 第十五条

多數国間の航空運送条約が両締約国に關し効力を生じたときは、この協定は、その条約の規定に適合するよう改訂しなければならない。一方の締約国が六十日の期間内に指名されなければならぬ。一方の締約国が六十日の期間内に自国の仲裁委員を指名し、意思をいつでも通告することができ、その通告の写は、条約によつて

は、前記の規定に従つて合意することができなかつた場合又は一方の締約国が提出された

が前記の期間内に指名されなかつた場合には、いずれか一方の締約の適用に關するすべての事項について緊密な協力を確保するため定期的にじばしば協議しなければならない。

当該仲裁委員を指名するよう要請して行われた決定を守ることを約束することができる。

同時に送付しなければならない。それは、他方の締約国が廢棄通告を受領した日の後一年で終了するものとする。ただし、その通告が前記の一年の期間の満了前に締約国間の合意により取り消された場合は、この限りでない。廢棄通告は、他方の締約国がその受領を確認しなかつたときは、國際民間航空機関がその写を受領した日の後十四日を経過した時に受領されたものとみなされる。

第十八条

この協定及び第十四条の規定に従つて交換される外交上の公文は国際民間航空機関に登録しなければならない。

以上の証拠として、下名は、各自の政府により正當に委任を受け、この協定に署名した。

日本國のために  
藤山愛一郎  
ベルギーのために  
R・ヘルマンス

両方向に、ベルギー内の地点—ヨーロッパ内の地点—近東及び中東内の地点（イラン及びアフガニスタンを含む）—西部及び東部パキスタン内の地点—インド内の地点—コックタマニラ及び（又は）沖縄—東京及び以遠の地点

ベルギーの一又は二以上の指定航空企業が運営する協定業務は、ベルギーの領域内の一地点を起点とするものでなければならぬ。ただし、路線上の他の地点は、いずれかの又はすべての飛行に当つて、その指定航空企業の選択により省略することができる。

アメリカ合衆国が沖縄地域に対し書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、本日署名された航空業務に関する日本国とベルギーとの間の協定に關し、両政府の次の了解を確認する光榮を有します。

（航空業務に關する日本国とベルギーとの間の協定に関する交換公文）

ベルギー政府は、日本国が前記の沖縄地域に対する行政上、立法上及び司法上の権能の行使を回復する場合には、その回復の日からベルギー政府が指定する航空運送企業が沖縄における運輸上の権利の行使を終止すること及びこの場合において日本国政府が連帯なくこれらの権利に關してベルギー政府と交渉を開始することを了解する。

閣下が、前記の了解をベルギー政府に代つて確認されれば幸であります。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向つて敬意を表します。

昭和三十四年六月二十日

日本國外務大臣 藤山愛一郎

日本國駐在ベルギー特命全權大使  
レイモン・ヘルマンス閣下

書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、本日署名された航空業務に關する日本国とベルギーと主張することがある権利を害するものではない。

の間の協定に關し、両政府の次の了解を確認する光榮を有します。  
アメリカ合衆国が沖繩地域に対する日本國との平和条約の第三条の規定に基き行政上、立法上及び司法上の機能を現在行使していることについてのベルギー政府の承認は、その沖繩地域に対する残存主権について日本國が主張することある権利を害するものではない。  
ベルギー政府は、日本國が前記の沖繩地域に対する行政上、立法上及び司法上の機能の行使を回復する場合には、その回復の日から企業が沖繩における運輸上の権利の行使を終止すること及びこの場合において日本國政府が遲滞なくこれららの権利に関してベルギー政府と交渉を開始することを了解いたします。

千九百五十九年六月二十日

ベルギー大使  
レイモン・ヘルマンス

よつて、このためそれぞれの代表者を任命した。これらの代表者は、次のとおり協定した。

### 第一条

#### (1) この協定の適用上、本文に別段の定めがある場合を除くほか、

日本国外務大臣 藤山愛一郎閣下  
〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

航空業務に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

右

昭和三十六年一月二十四日

内閣総理大臣 池田 勇人

航空業務に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

航空業務に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

日本国及びドイツ連邦共和国は、それぞれの領域の間の及びその領域をこえての航空業務を開設し、かつ、運営するために協定を締結することを希望するので、

締約国について条約の関係規定に従つて改正された同条に定める意味を有する。

### 第二条

#### (1) 各締約国は、他方の締約国に対し、その指定航空企業が路線表で定める路線における国際航空業務を開設し、かつ、運営することができるようにするため、次の権利を許す。

(a) 自国の領域を無着陸で横断飛行する権利  
(b) 運輸以外の目的で自国の領域に着陸する権利

(c) 商業的基礎による旅客、貨物及び郵便物の積卸し及び積込みのため、当該路線について路線表で定める自国の領域内の地点に着陸する権利

(d) 第二条(1)に定める権利を許す

される締約国がその特定路線について航空企業を文書により指

定すること。

(e) これらの権利を許すする締約国が指定された航空企業に対し協定業務を開始することを許すこと。

(f) これららの権利を許すする締約国は、(3)及び(4)の規定に従うことと条件として、かつ、第十一条の規定に従うことを条件として、協定業務を運営するための前記の許可を

(g) 一方の締約国が指定した航空企業に對し、当該航空企業が国際航空業務(以下「協定業務」といふ。)を運営することを許可

された許可を取り消し、又はその許可に對し必要と認める条件を附すこと。

(h) 一方の締約国が指定した航空企業が国際航空業務(以下「協定業務」といふ。)を運営することを許可

された許可を取り消し、又はその許可に對し必要と認める条件を附すこと。

(i) 一方の締約国が指定した航空企業が国際航空業務(以下「協定業務」といふ。)を運営することを許可

された許可を取り消し、又はその許可に對し必要と認める条件を附すこと。

(j) 一方の締約国が指定した航空企業が国際航空業務(以下「協定業務」といふ。)を運営することを許可

された許可を取り消し、又はその許可に對し必要と認める条件を附すこと。

(k) 一方の締約国が指定した航空企業が国際航空業務(以下「協定業務」といふ。)を運営することを許可

された許可を取り消し、又はその許可に對し必要と認める条件を附すこと。

(l) 一方の締約国が指定した航空企業が国際航空業務(以下「協定業務」といふ。)を運営することを許可

された許可を取り消し、又はその許可に對し必要と認める条件を附すこと。

(m) 一方の締約国が指定した航空企業が国際航空業務(以下「協定業務」といふ。)を運営することを許可

された許可を取り消し、又はその許可に對し必要と認める条件を附すこと。

(n) 一方の締約国が指定した航空企業が国際航空業務(以下「協定業務」といふ。)を運営することを許可

された許可を取り消し、又はその許可に對し必要と認める条件を附すこと。

(o) 一方の締約国が指定した航空企業が国際航空業務(以下「協定業務」といふ。)を運営することを許可

された許可を取り消し、又はその許可に對し必要と認める条件を附すこと。

(4) 各締約国は、指定航空企業が、権利を許すする締約国の法令を遵守しなかつたとき、この協定の規定を遵守しなかつたとき、又はこの協定から生ずる義務を履行しなかつたときは、第三条(2)の規定に従つて与えられた許可を取り消し、又はその許可に對し必要と認める条件を附することができる。この規定は、第三条(4)にいう立証が行なわれなかつたときは、適用する。各締約国は、他方の

締約国と協議した後においてのみこの権利を行使するものとする。ただし、重ねて法令の違反が生ずることを防止するため又は航空の安全上の理由により必要と認めるときは、直ちに運営を停止し、又は条件を附すことができる。

### 第五条

一方の締約国が指定航空企業の航

空機による空港その他の航空施設の

使用について他方の締約国の領域内

で譲られ、又は譲ることを許される

ことができる。

一方の締約国が指定航空企業の航

空機による空港その他の航空施設の

使用について他方の締約国の領域内

で譲られ、又は譲ることを許される

(1) いすれの特定路線における協定業務も、いつでも開始することができる。ただし、次のことを行なわれた後でなければならない。

(2) 第二条(1)に定める権利を許す

される締約国がその特定路線について航空企業を文書により指

定すること。

(3) これらの権利を許すする締約国が指定された航空企業に対し協定業務を開始することを許すこと。

(4) これららの権利を許すする締約国は、(3)及び(4)の規定に従うことと条件として、かつ、第十一条の規定に従うことを条件として、協定業務を運営するための前記の許可を

(5) 一方の締約国が指定した航空企業に對し、当該航空企業が国際航空業務(以下「協定業務」といふ。)を運営することを許可

された許可を取り消し、又はその許可に對し必要と認める条件を附すこと。

(6) 一方の締約国が指定した航空企業が国際航空業務(以下「協定業務」といふ。)を運営することを許可

された許可を取り消し、又はその許可に對し必要と認める条件を附すこと。

(7) 一方の締約国が指定した航空企業が国際航空業務(以下「協定業務」といふ。)を運営することを許可

された許可を取り消し、又はその許可に對し必要と認める条件を附すこと。

(8) 一方の締約国が指定した航空企業が国際航空業務(以下「協定業務」といふ。)を運営することを許可

された許可を取り消し、又はその許可に對し必要と認める条件を附すこと。

(9) 一方の締約国が指定した航空企業が国際航空業務(以下「協定業務」といふ。)を運営することを許可

された許可を取り消し、又はその許可に對し必要と認める条件を附すこと。

(10) 一方の締約国が指定した航空企業が国際航空業務(以下「協定業務」といふ。)を運営することを許可

された許可を取り消し、又はその許可に對し必要と認める条件を附すこと。

(11) 一方の締約国が指定した航空企業が国際航空業務(以下「協定業務」といふ。)を運営することを許可

された許可を取り消し、又はその許可に對し必要と認める条件を附すこと。

(12) 一方の締約国が指定した航空企業が国際航空業務(以下「協定業務」といふ。)を運営することを許可

された許可を取り消し、又はその許可に對し必要と認める条件を附すこと。

(13) 一方の締約国が指定した航空企業が国際航空業務(以下「協定業務」といふ。)を運営することを許可

された許可を取り消し、又はその許可に對し必要と認める条件を附すこと。

料金は、類似の国際航空業務に従事する当該他方の締約国の航空企業又は最惠国との航空企業の航空機による当該空港その他の航空施設の使用のため支払われる料金よりも高額のものであつてはならない。

#### 第六条

一方の締約国の領域内に他方の締約国の指定航空企業により若しくは前記の領域内で他方の締約国の指定航空企業により若しくはその名において航空機上に積載される燃料、潤滑油、予備部品、正規の航空機設備品及び航空機貯蔵品で、その指定航空企業の航空機により又はその航空機内で使用することの目的とするものに関する関税、検査手数料及びこれらに類似する国又は地方公共団体が課する租税その他の課徴金については、他方の締約国の指定航空企業は、税關の通常の規制に服することを条件として、条約第二十四条に規定する待遇のほか、その一方の締約国が最惠国との航空企業又は国際航空業務に従事する自国の航空企業に許与する待遇よりも不利でない待遇を与えられるものとする。ただし、いずれの締約国も、自国の指定航空企業に対して他方の締約国が関税、検査手数料その他これらに類似する国又は地方公共団体が課する租税その他の課徴金を免除し、又は払いも

どさない限り、他方の締約国の指定航空企業に対し、当該関税、検査手数料その他これらに類似する国又は地方公共団体が課する租税その他の課徴金を免除し、又は払いもどす義務を負わなものとする。

#### 第七条

両締約国の指定航空企業は、特定路線において協定業務を運営する公平なかつ均等な機会を有する。

#### 第八条

一方の締約国の指定航空企業が協定業務を運営するに当たつては、他方の締約国の指定航空企業が同一の路線の全部又は一部において提供する業務に不当な影響を及ぼさないように、その他方の締約国の指定航空企業の利益を考慮しなければならない。

#### 第九条

締約国の指定航空企業が提供する協定業務は、協定業務に対する公衆の要求と密接な関係を有しなければならず、また、当該航空企業を指定した締約国の領域から発し、又はその領域へ向かう旅客、貨物及び郵便物の運送に対する当該時期における要求及び合理的に予測される要求に適合する輸送力を合理的な利用率で供給することを第一の目的としなければならない。その航空企業を指定した国以外の国の領域内の特定路線上の地点で積み込み、かつ、積み出す

旅客、貨物及び郵便物の運送は、輸送力が次の要求に満足すべきである

といふ一般原則に従つて行なわれなければならない。

(a) その航空企業を指定した締約国

の領域への及びその領域からの運

#### 輪上の要求

##### (b) 直通航空路運営の要求

(c) その航空企業の路線が経由する地域の地方的及び地域的業務を考慮した上でその地域の運輸上の

#### 要求

#### 第十条

一方の締約国の航空当局は、他方の締約国の航空当局の要請があつたときは、その航空当局に対し、自国

の指定航空企業が特定路線において供給する輸送力の検討のために合理的に必要とされる指定航空企業に関する定期の又はその他の統計資料を提供しなければならない。その資料

は、運送される貨客の総計並びにそれらの貨客の出発地及び目的地を知るために必要なすべての情報を含むものでなければならない。

#### 第十一條

(1) いづれの協定業務に対する運賃も、運賃の経費、合理的な利潤、業務の特性(たとえば、速力及び

設備の程度)及び特定路線のいず

れかの部分についての他の航空企

業の運賃を含むすべての関係要素に十分な考慮を払い、合理的な水

準に定めなければならない。これらの運賃は、次の諸項の規定に従つて定める。

は、第十五条の規定を適用する。

仲裁裁定が行なわれるまでの間

は、すでに実施されている運賃が維持される。

#### 第十二条

両締約国の航空当局は、この協定又は路線表の解釈及び適用に関するすべての事項について緊密な協力及び

意見の一致を達成するため、必要に応じ意見の交換を行なう。

#### 第十三条

(1) 一方の締約国は、第十二条にいう意見の交換が成功しなかつたと認めるとときは、この協定又は路線

表の解釈及び適用を討議するため、いつでも協議を要請することができる。

#### 第十四条

(2) 一方の締約国は、また、この協定又は路線表に対する改正を討議するため、いつでも協議を要請する

ことができる。

(3) 協議は、両締約国が合意する

ため、(2)の場合においては、その要請を受領した日から

六十日以内に開始しなければならぬ。

は、その要請を受領した日から

六十日以内に開始しなければならぬ。

は、その要請を受領した日から

六十日以内に開始しなければならぬ。

は、その要請を受領した日から

六十日以内に開始しなければならぬ。

は、その要請を受領した日から

六十日以内に開始しなければならぬ。

#### 第十五条

優先する。この協定をその多數国間条約の規定によつて終了させ、取り替え、改正し、又は補足する限度を決定するための討議は、第十三条(2)の規定に従つて行なう。

#### 第十五条

(1) この協定の解釈又は適用から生じた意見の相違で、第十三条(1)の規定に従つて解決することができなかつたものは、一方の締約国の要請により、三人の委員からなる仲裁裁判所に付託するものとする。

(2) 仲裁裁判所は、個別の場合について、各締約国が任命する各一人の委員及びこれらの二人の委員が委員長として合意する第三の委員で両締約国が任命するものから構成される。ただし、委員長は、第三国に意思を有する旨の外交上の公文を受領した日から六十日以内に、また、委員長は、前記の日から百二十日以内に任命されなければならぬ。

(3) (2)に定める期限が遵守されなかつたときは、一方の締約国は、別段の合意がない限り、国際民間航空機関(ICAO)の理事会の議長に対し、必要な任命を行なうよう要請することができる。

(4) 仲裁裁判所は、投票の過半数によつて決定を行なう。この決定は、両締約国に対して拘束力を有する。各締約国は、自國の委員及び仲裁裁判所の仲裁手続における自國の代表者の経費を負担しないければならない。委員長の経費その他すべての経費は、両締約国が均等の割合で負担するものとする。

他のすべての点については、仲裁裁判所は、みずからその手続を定める。

#### 第十六条

この協定、この協定の改正及び第二条(2)の規定に基づく外交上の公文の交換は、登録のため国際民間航空機関に通報しなければならない。

#### 第十七条

(1) この協定は、批准されなければならぬ。批准書は、できる限りすみやかに東京で交換されるものとする。

(2) この協定は、批准書の交換の日に効力を生ずる。

第十八条

一方の締約国は、他方の締約国に対する、この協定を終了させる意思をいつでも通告することができる。その通告の写しは、国際民間航空機関に對し同時に送付しなければならない。その通告があつたときは、この協定は、他方の締約国がその終了の通告を受領した日の後一年で終了する要請することができる。

以上の証拠として、下名は、各自のすべての点について、正當に委任を受け、この協定に署名した。

は、この限りでない。

以上の証拠として、下名は、各自

の政府により正當に委任を受け、こ

るものとする。ただし、その通告が前記の一年の期間の満了前に締約国及び譲渡書の署名を行なわれたのであります。この条約は、無条件の最惠國待遇の原則を基礎として、入国、滞在、旅行、身体及び財産の保護、事業活動及び職業活動、工業所有権、仲裁裁判所は、みずからその手続を定めます。この二つの協定は、わが国とベルギー及びドイツとの間に、それぞれ民間航空業務を運営することを目的あります。

次に、航空業務協定に関する二件について申し上げます。

この二つの協定は、わが国とベルギー及びドイツとの間に、それぞれ民間航空業務を運営することを目的あります。

果、三件はいずれも全会一致をもつて承認すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

また、日本国とパキスタンとの間の友好通商条約の締結について承認を求めるの件を問題に供します。本件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

○賛成者起立

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よって本件は承認することに決しました。

○議長(松野鶴平君) 次に、航空業務に関する日本国とベルギーとの間の協定の締結について承認を求めるの件、及び航空業務に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件、兩件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

○賛成者起立

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よって兩件は全会一致をもつて承認することに決しました。

○議長(松野鶴平君) 日程第五、外務省設置法の一部を改正する法律案、日程第六、厚生省設置法の一部を改正する法律案(いずれも内閣提出、衆議院送付)、

以上兩案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。ます、委員長の報告を求めます。内閣委員長吉江勝保君。

外務省設置法の一項を改正する法律案

審査報告書

外務省設置法の一項を改正する法律案

右全会一致をもつて別冊の通り修正すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十六年四月二十八日  
内閣委員長 吉江 勝保

外務省設置法の一項を改正する法律案

附則中「昭和三十六年四月一日」を「公布の日」に改める。

参議院議長松野鶴平殿

外務省設置法の一項を改正する法律案

第三百八十三号の一部を次のよう

に改正する。

第五条中第三項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

3 欧亜局に、中近東アフリカ部を置く。

第九条の二に次の二項を加える。

2 中近東アフリカ部においては、前項各号に掲げる事務のうち中近東及びアフリカの諸国に関する事務をつかさどる。

附則

この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。

二、費用

本法律案に伴う費用は三百九十五万円であつて、昭和三十六年度予算に計上されている。

律案

審査報告書

外務省設置法の一項を改正する法律案

外務省設置法の一項を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

昭和三十六年三月二十四日  
参議院議長松野鶴平殿

内閣委員長 吉江 勝保

衆議院議長 清瀬 一郎

外務省設置法の一項を改正する法律案

附則第二項を次のよう改める。

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、国立がんセンター

に関する規定及び附則第三項の規定は、昭和三十七年一月一日から施行する。

外務省設置法(昭和三十六年法律

第三百八十三号)の一部を次のよう

に改正する。

第五条中第三項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

3 欧亜局に、中近東アフリカ部を置く。

第九条の二に次の二項を加える。

2 中近東アフリカ部においては、前項各号に掲げる事務のうち中近東及びアフリカの諸国に関する事務をつかさどる。

附則

この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。

一、費用

本法律案に伴う費用は三百九十五万円であつて、昭和三十六年度予算に計上されている。

律案

外務省設置法の一項を改正する法律案

右全会一致をもつて別冊の通り修正すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

右全会一致をもつて別冊の通り修正すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

内閣委員長 吉江 勝保

衆議院議長 清瀬 一郎

外務省設置法の一項を改正する法律案

附則第一項を次のよう改める。

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、国立がんセンター

に関する規定及び附則第三項の規定は、昭和三十七年一月一日から施行する。

外務省設置法(昭和三十六年法律

第三百八十三号)の一部を次のよう

に改正する。

第五条中第三項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

3 欧亜局に、中近東アフリカ部を置く。

第九条の二に次の二項を加える。

2 中近東アフリカ部においては、前項各号に掲げる事務のうち中近東及びアフリカの諸国に関する事務をつかさどる。

附則

この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。

一、費用

本法律案に伴う費用は三百九十五万円であつて、昭和三十六年度予算に計上されている。

律案

外務省設置法の一項を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

員の研修を計画的に行なうため社会保険研修所を設け、更に国民皆保険の進展と医療事情の推移にかかるとするもの等であつて、その措置は妥当と認める。

なお、委員会は別紙のこととき修正を加えた。

厚生省設置法(昭和二十四年法律

第百五十一号)の一部を次のよう

に改正する。

厚生省設置法の一項を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

昭和三十六年五月九日

内閣委員長 吉江 勝保

衆議院議長 清瀬 一郎

厚生省設置法の一項を改正する法律案

附則第一項を次のよう改める。

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、国立がんセンター

に関する規定及び附則第三項の規定は、昭和三十七年一月一日から施行する。

厚生省設置法(昭和二十四年法律

第百五十一号)の一部を次のよう

に改正する。

厚生省設置法の一項を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

昭和三十六年三月三十一日

内閣委員長 吉江 勝保

衆議院議長 清瀬 一郎

厚生省設置法の一項を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

昭和三十六年五月九日

内閣委員長 吉江 勝保

厚生省設置法の一項を改正する法律案

右の内

第二条第一号中「医薬として摂取するもの」を「薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）に規定する医薬品及び医薬部外品」に改め、同条第五号を次のように改める。

五 「医薬品」とは、薬事法に規定する医薬品をいう。

第二条中第六号を第八号とし、同号を次のよう改める。

八 「医療用具」とは、薬事法に規定する医療用具をいう。

第二条第五号の次に次の二号を加える。

六 「医療部外品」とは、薬事法に規定する医療部外品をいう。

七 「化粧品」とは、薬事法に規定する化粧品をいう。

第六条第一項中「八局」を「九局」に、「公衆衛生局」を「環境衛生局」に、「引揚援護局」を「援護局」に改め、同条第二項中「公衆衛生局」を「環境衛生部」を削り、「引揚援護局」を「援護局」に改める。

八 「化粧品」とは、薬事法に規定する化粧品をいう。

第六条第一項中「八局」を「九局」に、「公衆衛生局」を「環境衛生局」に、「引揚援護局」を「援護局」に改め、同条第二項中「公衆衛生局」を「環境衛生部」を削り、「引揚援護局」を「援護局」に改める。

十 と畜揚法（昭和二十八年法律

第一百四号）、い、獸処理場等に関する法律（昭和二十三年法律第百四十号）及び狂犬病予防

八号まで及び第二十号を削り、第十九号を第十一号とし、同条第二項を削り、同条の次に次の二条を加え

る。

（環境衛生局の事務）

第九条の一 環境衛生局においては、次の事務をつかさどる。

管に属するものを除く。

管に属するものを除く。

2 国家公務員共済組合法（昭和三

一 勝行場、公衆浴場、理容所、美容所等多数集合する場所の衛生の向上を図ること。

二 旅館業法を施行すること。

三 環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律を施行すること。

四 清掃法（昭和二十九年法律第

七十二号）を施行し、並びに建物衛生の改善及び向上を図ること。

五 わずみ、こん虫等の駆除に関すること。

六 墓地、埋葬、火葬等に関すること。

七 水道及び下水道の終末処理場に関すること。

八 飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止すること。

九 販売の用に供する食品、添加物、器具又は容器包装の取締りを行なうこと。

七 「化粧品」とは、薬事法に規定する化粧品をいう。

第六条第一項中「八局」を「九局」に、「公衆衛生局」を「環境衛生局」に、「引揚援護局」を「援護局」に改め、同条第二項中「公衆衛生局」を「環境衛生部」を削り、「引揚援護局」を「援護局」に改める。

八 「化粧品」とは、薬事法に規定する化粧品をいう。

第六条第一項中「八局」を「九局」に、「公衆衛生局」を「環境衛生局」に、「引揚援護局」を「援護局」に改め、同条第二項中「公衆衛生局」を「環境衛生部」を削り、「引揚援護局」を「援護局」に改める。

九 「化粧品」とは、薬事法に規定する化粧品をいう。

第六条第一項中「八局」を「九局」に、「公衆衛生局」を「環境衛生局」に、「引揚援護局」を「援護局」に改め、同条第二項中「公衆衛生局」を「環境衛生部」を削り、「引揚援護局」を「援護局」に改める。

十 と畜揚法（昭和二十八年法律

第一百四号）、い、獸処理場等に関する法律（昭和二十三年法律第百四十号）及び狂犬病予防

八号まで及び第二十号を削り、第十九号を第十一号とし、同条第二項を削り、同条の次に次の二条を加え

る。

（環境衛生局の事務）

第九条の一 環境衛生局においては、次の事務をつかさどる。

管に属するものを除く。

管に属するものを除く。

2 国家公務員共済組合法（昭和三

十二 前各号に掲げる事務に係る手続の統制に関する事務。

十三条中第二号の三を第二号の四とし、第二号の二を第二号の三とし、第二号の次に次の二号を加える。

二の二 医療機関の経営管理に関する調査及び指導に関する事務。

十二条第七号の次に次の二号を加える。

七の二 医療上の国際協力に関する事務を行なうこと。

十三条に次の二号を加える。

十一 国立がんセンターに関する事務。

十三条の二（見出しを含む。）中「引揚援護局」を「援護局」に改める。

第十五条中「病院管理研修所」を「国立らい研究所」に、「国立がんセンター」に、「社会保険審査会」を「社会保険審査会」に改める。

第十九条第一項の表中「引揚援護局」を「援護局」に改める。

第十四条の二（見出しを含む。）中「引揚援護局」を「援護局」に改める。

第十五条中「病院管理研修所」を「国立らい研究所」に、「国立がんセンター」に、「社会保険審査会」を「社会保険審査会」に改める。

第十九条第一項の表中「引揚援護局」を「援護局」に改める。

第十四条の二（見出しを含む。）中「引揚援護局」を「援護局」に改める。

第十五条中「病院管理研修所」を「国立らい研究所」に、「国立がんセンター」に、「社会保険審査会」を「社会保険審査会」に改める。

第十九条第一項の表中「引揚援護局」を「援護局」に改める。

第十五条中「病院管理研修所」を「国立らい研究所」に、「国立がんセンター」に、「社会保険審査会」を「社会保険審査会」に改める。

第十九条第一項の表中「引揚援護局」を「援護局」に改める。

第十五条中「病院管理研修所」を「国立らい研究所」に、「国立がんセンター」に、「社会保険審査会」を「社会保険審査会」に改める。

第十九条第一項の表中「引揚援護局」を「援護局」に改める。

第十五条中「病院管理研修所」を「国立らい研究所」に、「国立がんセンター」に、「社会保険審査会」を「社会保険審査会」に改める。

第十九条第一項の表中「引揚援護局」を「援護局」に改める。

第十五条中「病院管理研修所」を「国立らい研究所」に、「国立がんセンター」に、「社会保険審査会」を「社会保険審査会」に改める。

（国立がんセンター）

第二十三条の二 国立がんセンターは、がんその他の悪性新生物に関する診断及び治療、調査研究並びに技術者の研修をつかさどる機関とする。

二の二 社会保険研修所（国民年金を含む。）は、社会保険（国民年金を含む。）の事務に従事する者の研修をつかさどる機関とする。

二 社会保険研修所は、東京都に置く。

3 国立がんセンターの内部組織は、厚生省令で定める。

3 国立がんセンターの内部組織は、厚生省令で定める。

3 社会保険研修所の内部組織は、厚生省令で定める。

3 国立がんセンターの内部組織は、厚生省令で定める。

第二十八条の二 社会保険研修所（国民年金を含む。）は、社会保険（国民年金を含む。）の事務に従事する者の研修をつかさどる機関とする。

（社会保険研修所）

第二十九条の二 社会保険研修所（国民年金を含む。）は、社会保険（国民年金を含む。）の事務に従事する者の研修をつかさどる機関とする。

とする理由として述べるところによりますと、現在、中近東、アフリカ地域の独立国は三十六カ国の多きに達し、さらに今後独立国の独立が予想されておるような情勢であつて、これらの地域が世界の政治経済上においてきわめて重要な地位を占めることはもちろん、ことに我が國は、アジア・アフリカ諸国の一員として、これらの諸国の動向には特別に深い関心を有している。しかるに、現在、外務省の機構としては、西欧諸国、東欧共産圏諸国及び英連邦諸国とともに、これら中近東及びアフリカ諸国ともあわせて、世界の独立国約三分の二に相当する六十八カ国に関する外交政策の企画立案、情報の収集、調査等をもて多岐にわたる事務を欧亜局で所掌し、その事務量は急激な増加を来たしておる。加うるに、中近東、アフリカの諸国は、西欧、東欧の諸国と後進国、先進国の差柄が異なつており、また、これらの諸国は、植民地支配より独立した国であるだけに、国民感情等においても独自の機構において処理することが適當と思われる所以、これらの諸国との外交事務の円滑かつ能率化をはかるため、今回、中近東アフリカ部を設置しようとするものであるとのことであります。

内閣委員会は前後四回委員会を開き、この間、小坂外務大臣その他関係

政府委員の出席を求めるとして、本法律案の審議に当たりました。委員会におきましては、中近東アフリカ部設置の理由と、この部の所掌事務、組織、予算等の諸点について、外務当局より説明がありました。この部を新設して、中近東及びアフリカ諸国との外交事務をさらに推進せんとするには、この部の定員が十九名では少なきに失するのではないか。何ゆえに定員をい

ますか? 増加しなかつたのか。また、中近東及びアフリカ諸国にあるわが国の在外公館の刷新強化並びにこれら諸国に対する経済協力に関する小坂外務大臣の所見いかん。外務省においては大公使の認証官の数が約七十名の多數に上っているが、大公使を認証官にしなければならない理由いかん。政府は中近東及びアフリカ諸国に対しかかる外交方針をもつて処せんとするのを大公使に任用するの当否について小坂外務大臣はいかなる見解を持つておられるのか等の諸点につきまして、質疑応答が重ねられましたが、その詳細は委員会会議録に譲りたいと存じます。

なお、これまで当委員会でたびたび問題となつておきました外交問題懇談会に対する措置につきまして、政府の外務大臣より、この外交問題懇談会は民間の有識者の懇談会であつて、委員会、審議会とは異なり、一つの結論を得るために、内閣委員会は前後四回委員会を開き、この間、小坂外務大臣その他関係

取りまとめて政府に答申するが」とき、

を廃止し、環境衛生局を設置しようとあります。

その第二点は、近年ガンが増加の一途をたどつておるにもかかわらず、ガ

ンに関する医療及び研究がまだ不十分な状況であるため、その診断及び治療、並びに調査研究をさらに強力に推進するという理由をもつて、厚生省に付属機関として国立がんセンターを設置しようとするものであります。

その第三点は、国民年金を含む社会保険制度の整備充実により、その事務が増大してきたため、これらの事務に關として社会保険研修所を設置しようとするものであります。

その第四点は、厚生省の付属機関で

ある医療制度調査会の設置期間が本年三月三十一日までとなつておりますの

を、本調査会における審議がまだ十分

年間延長しようとするものでありま

す。

なお、下村委員より、太平洋戦争に

おける戦没者の遺骨の調査収集の状況

と、戦死を確認されていない行方不明

者の現在数、並びに中共に抑留されて

いる戦犯者の釈放問題について、政府

の所見がただされましたのに対し、古

井厚生大臣及び政府委員より、現在共

産圏の諸国に遺留されている遺骨につ

いてはまだ手が伸びていない、また、

中共に抑留されている戦犯者の釈放に

ついては、政府は日本赤十字社を通じ

て先方へ交渉を重ねている旨の答弁が

ありました。

他関係政府委員の出席を求めるとして、本法律案の審議に当たりました。

委員会の審議において問題となつたおもな点を申し上げますと、環境衛生の局の組織、都市清掃事業十カ年計画の内容とその所要經費、国立がんセンターの組織と、同センターの今後の運営方針、医療制度調査会設置期間延長の具体的理由、国立病院の今後の整備計画、社会保険研修所の運営計画、寺院境内墓地における埋葬の取り扱いについての厚生省当局の見解、なほコンクリートの公害問題に対する今後の厚生省当局の方針、四月三十日大阪市において発生した胎児の遺棄問題に対する古井厚生大臣の所見等の諸点であります。

その詳細は委員会会議録に譲りたいと存じます。

なお、下村委員より、太平洋戦争に

おける戦没者の遺骨の調査収集の状況

と、戦死を確認されていない行方不明

者の現在数、並びに中共に抑留されて

いる戦犯者の釈放問題について、政府

の所見がただされましたのに対し、古

井厚生大臣及び政府委員より、現在共

産圏の諸国に遺留されている遺骨につ

いてはまだ手が伸びていない、また、

中共に抑留されている戦犯者の釈放に

ついては、政府は日本赤十字社を通じ

て先方へ交渉を重ねている旨の答弁が

ありました。

去る九日の委員会において、質疑を終わり、討論に入りましたところ、自由民主党を代表して村山委員より、原案の一部における施行期日、及び、現在、医療制度調査会が本年三月三十一日まで置かれるものとなっておるが、この日がすでに経過しているので、この調査会をさらに一年間設置するについての所要の修正案が提出せられ、この修正部分を除く原案に賛成する旨の討論を終わり、ます村山委員提出の修正案について採決いたしましたところ、全会一致をもつて可決せられ、次いで修正部分を除く原案について採決いたしましたところ、これまた全会一致をもつて可決せられました。よって本法律案は修正議決すべきものと決定いたしました。

# 官 報 (号外)

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よって両案は委員会修正通り議決せられました。

○議長(松野鶴平君) 日程第七、建設業法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)、
日程第八、特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改止する法律案(衆議院提出)、
以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。
「異議なし」と呼ぶ者あり
○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。建設委員長稻浦義藏君。

建設業法の一部を改正する法律案  
審査報告書

昭和三十六年五月一日

建設委員長 稲浦 康藏

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。
建設業法の一部を改正する法律案
昭和三十六年五月一日
建設委員長 稲浦 康藏
参議院議長 松野鶴平殿

一、委員会の決定の理由
この法律案は、最近における建設工事量の増大にかんがみ、建設工事の施工体制を強化し、建設工事の適正な施工を確保するため、建設業者の登録の要件を整備する
両案全部を問題に供します。委員長報告の通り両案を修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よって両案は委員会修正通り議決せられました。

二、費用
この法律施行のため別に費用を要しない。
三、建設工事に関する費用
第一項第一項中「ものをいう」を「ものといい、その種類は、同表に掲げるもののほか、土木一式工事及び建築一式工事とする」に改め、同条第二項中「職別」を「専門」に改め、同項第一号中「学校教育法」を「第二章 登録」を「第二章 建設業者の登録」に改める。
第五条第一項各号に記載以外の部分中「その者」を「主として請け負う建設工事の種類」とし、「その者」に改め、同項第一号中「学校教育法」を「主として請け負う建設工事に関し学校教育法」に改め、「含む。」の下に「以下同じ。」を加え、「若しくは同法」を「又は同法」に改め、「又は建設大臣がこれと同等以上の学歴若しくは資格及び実務の経験を有するものと認定した者」を削り、同項第二号及び第三号を次のよう改める。

四、建設工事に係る技術者
第一項各号に規定する要件の一をそなえる技術者を有すること及び同条第二項に規定する要件をそなえていることを削り、同条第五号を次のよう改める。
五、第五条に規定する要件をそなえていることを証する書面
第六条第五号を次のよう改め。
第七条第四号中「並びに第五条第一項各号に規定する要件の一をそなえる技術者を有すること及び同条第二項に規定する要件をそなえていることを」を削り、同条第五号を次のよう改める。

第七条に次の二号を加える。

六 前各号に掲げる書面以外の營業に関する書類で建設省令で定めるもの

第十一項第一項第二号中「第二十九条」を「第二十九条第一項」に改め

る。

第十三条に次の二項を加える。

五 建設業者は、第五条第一項各号の一に該当する者として証明された者がその役員若しくは使用人のいずれでもなくなつた場合若しくは同項第三号に該当しなくなつた場合又は營業所に置く同条第二項各号の一に該当する者として証明された者が當該營業所のある都道府県の營業所に置かれなくなつた場合若しくは同項第三号に該当しなくなつた場合において、これに代わるべき者があるときは、建設省令の定めるところにより、第七条第五号に掲げる書面を建設大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。

六 前各号に規定する要件をそなえた者を次に至つたとき、同条第二項に規定する要件を欠くに至つたとき、又は第十一項第一号及び第三号から第六号までの規定に該当するに至つたときは、建設省令の

定めるところにより、遅滞なく、その旨を書面で建設省令で定めるもの

その旨を書面で建設大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

九条を「第二十九条第一項」に改め

る。

第十五条第一項第三号中「第二十九条」を「第二十九条第一項」から第五項まで、第十九条の二に改める。

第十六条中「第三項及び第四項」を「及び第三項から第五項まで、第十七条の三並びに第十七条の四第一項」に改める。

第十七条の次に次の二章を加える。

二 総合工事業者及び専門工事業者

三 建設大臣が前各号の一に掲げられた者と同等以上の能力を有するものと認定した者

の登記の有効期間による。

2 総合工事業者の登記の有効期間は、当該建設業者の第四条第一項満了の後引き続き総合工事業者と

称しようとする者は、同条第三項の規定による更新の登録の際、総合工事業者の登録の更新を受けなければならぬ。

3 第四条第一項の登録の有効期間満了の後引き続き総合工事業者と

称しようとする者は、同条第三項の規定による更新の登録の際、総合工事業者の登録の更新を受けなければならぬ。

（総合工事業者の登録の申請）

第十七条の二 主として請け負う建設工事又は建築一式工事である建設業者でその者（法人である場合においては、その役員）又はその使用者のうち当該土木一式工事又は建築一式工事に関する第五条第一項各号の一に該当する者として証明された者を除く一人が次の各号の一に該当するものは、登録簿に登録する。

（総合工事業者の登録の抹消）

第十七条の三 総合工事業者の登録又はその更新を受けようとする者は、建設省令の定めるところにより、登録申請書及び前条第一項に規定する要件をそなえていることを証する書面を建設大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。

（登録の届出）

第十七条の四 総合工事業者の登録を受けた建設業者は、第十七条の二に規定するもののか、総合工事業者の登録に關し必要な事項は、建設省令で定める。

同法による大学を卒業した後三年以上指導監督的な実務の経験

又は業務管理の責任者としての経験を有する者

二 土木一式工事又は建築一式工事に關し十年以上指導監督的な実務の経験又は業務管理の責任者としての経験を有する者

三 建設大臣が前各号の一に掲げられた者と同等以上の能力を有するものと認定した者

の登記の有効期間による。

2 総合工事業者の登録を受けた建設業者は、第十七条の二第一項に規定する要件を欠くに至つたときは、建設省令の定めるところにより、遅滞なく、その旨を書面で建設大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

3 第四条第一項の登録の有効期間満了の後引き続き総合工事業者と

称しようとする者は、同条第三項の規定による更新の登録の際、総合工事業者の登録の更新を受けなければならぬ。

（総合工事業者の登録の抹消）

第十七条の五 建設大臣又は都道府県知事は、次の各号に掲げる場合においては、登録簿につき、当該建設業者に係る総合工事業者の登録を抹消しなければならない。

（登録の抹消）

第十七条の六 この章及び第二十九条第二項に規定するもののか、総合工事業者の登録に關し必要な事項は、建設省令で定める。

証明された者がその役員若しくは使用者のいずれでもなくなつた場合又は同項第三号に該当しなくなつた場合において、これに代わるべき者があるときは、建設省令の定めるところにより、遅滞なく、その者について、その者が同項各号の一に該当することを証する書面を建設大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。

（専門工事業者）

第十七条の七 総合工事業者の登録を受けた建設業者以外の建設業者は、建設省令の定めるところにより、遅滞なく、その旨を書面で建設工事の種類を明らかにした文字を冠する専門工事業者と称することができる。

（登録の届出）

第十七条の八 この章及び第二十九条第二項に規定するもののか、中央建設業審議会の意見をきいて建設大臣が定める。

（審査の結果の通知）

第十七条の九 この章及び第二十九条第二項に規定するもののか、中央建設業審議会の意見をきいて受けた建設業者の請求があつたと

（専門工事業者）

第十七条の七 総合工事業者の登録を受けた建設業者以外の建設業者は、建設省令の定めるところにより、遅滞なく、その旨を書面で建設工事の種類を明らかにした文字を冠する専門工事業者と称することができる。

（登録の届出）

第十七条の八 この章及び第二十九条第二項に規定するもののか、中央建設業審議会の意見をきいて建設大臣が定める。

（審査の結果の通知）

第十七条の九 この章及び第二十九条第二項に規定するもののか、中央建設業審議会の意見をきいて受けた建設業者の請求があつたと

きは、当該建設業者に対して、その者に係る審査の結果を通知しなければならない。

設省令で定める事項を届け出なければならない。  
(報告等)

**2** 建設大臣又は都道府県知事は、前条第一項の建設工事の注文者の請求があつたときは、当該注文者に対し、同項の審査の結果を通知しなければならない。

**(再審査の申立て)**  
第二十七条の四 第二十七条の二第二

一項の審査の結果について異議のある建設業者は、当該審査を行なつた建設大臣又は都道府県知事に対して、再審査の申立てをすることができる。

**(省令への委任)**  
第二十七条の五 この章に規定するもののはか、第二十七条の二第一

項の審査及び前条の再審査に関し必要な事項は、建設省令で定められる。

**第四章の三 建設業者団体**  
(届出)

**第二十七条の六 建設業に関する調査、研究、指導等建設工事の適正な施工を確保するとともに、建設**

業の健全な発達を図ることを目的とする事業を行なう社団又は財團で建設省令で定めるもの(以下「建設

業者団体」という。)は、建設省令の定めるところにより、建設大臣又は都道府県知事に対して、建設

事項を調査審議させるために、中

央建設業審議会に専門委員を置くことができる。

**2** 専門委員は、当該専門の事項に

関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

**3** 第二十五条の三第四項、第二十

五条の四及び第三十五条第二項の規定は、専門委員について準用す

る。

第四十条中「建設省令で定める」を

「建設省令の定めるところにより、第十七条の二第一項又は第十七条の

七の規定により称することができる

名称その他建設省令で定める事項を記載した」に改め、同条の次に次の

一条を加える。

**(建設業者及び建設業者団体に対する指導、助言及び勧告)**

第四十条の二 建設大臣又は都道府

県知事は、その登録を受けた建設

工事業者の登録を受けたものが次

の各号の一に該当するときは、当該

建設業者に係る総合工事業者の登

録を取り消さなければならない。

第二十七条の二第二項に規定す

る要件を欠くに至つた場合

二 不正の手段により総合工事業

者の登録を受けた場合

第三十七条を次のように改める。

(専門委員)

第三十七条 建設業に関する専門の事項を調査審議させるために、中

三 第十三条第六項の規定による

届出をしなかつた者

し、第二号を第五号とし、第一号との間に次の三号を加える。

二 第十七条の二第一項の規定に違反して総合工事業者の登録を受けないで総合工事業者と称した者又は第十七条の七に規定す

る名称を称することができないにかかわらずこれらの名称を称した者

三 第十七条の三又は第十七条の四第一項の規定による書類に虚偽の記載をしてこれを提出した者

四 第十七条の四の規定による書類の提出を怠つた者

別表中「電気配線工事」の下に「(電気通信工事を除く。)」を、「(れんが工事)」の下に「(ブロック工事を除く。)」を加え、「二十二 熱絶縁工事」を

三 第十七条の三又は第十七条の四第一項の規定による書類に虚偽の記載をしてこれを提出した者

四 第十七条の四の規定による書類の提出を怠つた者

別表中「電気配線工事」の下に「(電気通信工事を除く。)」を、「(れんが工事)」の下に「(ブロック工事を除く。)」を加え、「二十二 熱絶縁工事」を

三 第十七条の三又は第十七条の四第一項の規定による書類に虚偽の記載をしてこれを提出した者

四 第十七条の四の規定による書類の提出を怠つた者

別表中「電気配線工事」の下に「(電気通信工事を除く。)」を、「(れんが工事)」の下に「(ブロック工事を除く。)」を

三 第十七条の三又は第十七条の四第一項の規定による書類に虚偽の記載をしてこれを提出した者

四 第十七条の四の規定による書類の提出を怠つた者

別表中「電気配線工事」の下に「(電気通信工事を除く。)」を、「(れんが工事)」の下に「(ブロック工事を除く。)」を

三 第十七条の三又は第十七条の四第一項の規定による書類に虚偽の記載をしてこれを提出した者

四 第十七条の四の規定による書類の提出を怠つた者

別表中「電気配線工事」の下に「(電気通信工事を除く。)」を、「(れんが工事)」の下に「(ブロック工事を除く。)」を

三 第十七条の三又は第十七条の四第一項の規定による書類に虚偽の記載をしてこれを提出した者

四 内において政令で定める日から施行する。

**2** この法律の施行の際、現にこの法律による改正前の建設業法の定めるところにより登録を受けていた建設業者の当該登録に従は、その有効期間内は、なお、従前

の例による。

**3** 前項の建設業者については、この法律による改正後の建設業法(以下「新法」という。)第二章の二の規定は、当該建設業者が、建設省令の定めるところにより、新法第五条第一項に規定する要件をそなえていることを証する書面を建設大臣又は都道府県知事に提出した場合に限り、適用する。

**4** 前項の規定により新法第二章の二の規定の適用を受ける建設業者については、附則第二項の規定にかかるわらず、同項に規定する登録を新法の定めるところにより受けた登録とみなして新法の規定を適用する。

特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。





## 二の二 企業資本充実のための資

産再評価等の特別措置法第十八

条の六の規定により資本準備金として積み立て、又はこれに組

み入れる場合

## 「大竹平八郎君登壇、拍手」

○大竹平八郎君　ただいま議題となりました企業資本充実のための資本再評価等の特別措置法の一部を改正する法律につきまして、大蔵委員会において審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、企業の資本構成を是正し、

経営の健全化をはかる見地から、從来、一定規模以上の株式会社に対しても再評価積立金の資本組み入れを促進し、あわせて減価償却を行なわせる所要の措置を講じたのであります。近

くこの規定の適用期限が切れることになりましたので、今回、この規定を若干強化するとともに、適用期限を延長します。

第一に、現行法では、再評価積立金の資本組み入れ割合が三割未満の場合には年一割二分、五割未満の場合には年一割、五割未満の場合には年一割五分をこえる配当ができることがあります。月末日を含む事業年度以降二年間は、月末日を含む事業年度以降二年間は、資本組み入れ割合が三割未満の場合には年一割

三分、七割未満の場合には年一割五分

をこえる配当を行なつてはならないこととし、昭和三十九年三月末日を含む事業年度以降一年間は、資本組み入れ割合が四割未満の場合には年一割、六

割未満の場合には年一割二分、八割未

満の場合には年一割五分をこえる配当を行なつてはならないことといたして

おります。

であります。が、詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

かくて質疑を終了し、討論、採決の結果、多数をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申上げます。(拍手)

○議長 松野鶴平君 別に御発言もな

ければ、これより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(養成者起立)

○議長 松野鶴平君 過半数と認めま

す。よつて本案は可決せられました。

(立派)

○議長 松野鶴平君 日程第十、国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。文教委員長平林剛君。

(掲載)

〔審査報告書は都合により追録に

開始する事業年度において、再評価積立金の資本組み入れ割合が八割以上の

場合、または再評価額積立金の額が資

会の額の一割以下の場合には、取締役

の決議により、その全額を資本準備

金に組み入れができることとい

たしております。

よつて国会法第八十三条により送付

する。

昭和三十六年四月五日

参議院議長 松野鶴平殿

一郎

(小字及び一は衆議院修正)

国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法案

国立工業教員養成所の設置等に

する目的

第三条 工業教員の養成を行なう教

育施設として、臨時に、国立工業教員養成所(以下「養成所」とい

う)を設置する。

第一條 この法律は、工業教員のす

みやかな養成を図るために、国立工

業教員養成所の設置等について定

め、もつて高等学校における工業

教育の拡充に伴う工業教員の需

の増加に対処することを目的とす

る。

養成所の名称	位置	国立大学の名称
北海道大学工業教員養成所	北海道	北海道大学
東北大学工業教員養成所	宮城県	東北大学
東京工業大学工業教員養成所	東京都	東京工業大学
横浜國立大学工業教員養成所	神奈川県	横浜國立大学
名古屋工業大学工業教員養成所	愛知県	名古屋工業大学
京都大学工業教員養成所	京都府	京都大学
大阪大学工業教員養成所	大阪府	大阪大学
広島大学工業教員養成所	広島県	広島大学
九州大学工業教員養成所	福岡県	九州大学

(学科)	(入学資格)
第四条 養成所に置かれる学科は、 養成所ごとに文部省令で定める。 (修業年限)	第六条 養成所に入学することのできる者は、学校教育法(昭和二十 二年法律第二十六号)第五十六条 第一項に規定する者とする。



るが、養成所の卒業生を産業界に流出させることなく、工業教員として確保できるといふ保障がないではないかとの質疑に対し、憲法上、卒業生が教職につくことを義務づけるのは困難であるが、日本育英会の特別養成学生とするよう努力したい。予算の関係で本養成所の学生に対する貸費制度が発足できなかつたのは遺憾であつたが、文部大臣は今後さらにその予算措置について努力を続けるということでありました。

次に、この養成所は、現在大学において行なわれている教員養成制度を破壊するものではないかとの質疑に対し、本案は当面臨時の応急措置であつて、その目的を果たした上はこれを廃止するものであるから、現行の制度をとつがえすものではないといふ答弁がありました。

また、養成所の修業年限は三年であつて、その教官組織、修得単位数等いずれも四年制の大学に及ばないので、養成される工業教員の質は大学卒業者に比べて低下するのではないかとの質疑に対しては、養成所を附置した大学の協力と、教育、学生の努力と熱意によつて、大学卒業者に劣らない程度の者を養成したいとのことであります。

ら対策が講ぜられていないのであります。そして、年間一人当たり約六十万円の国費を投じて養成しても、その卒業生を工業教育界に確保し得る保証は全くなく、産業界に流出するおそれがきわめて大であり、工業教員養成の目的を達成しないことは容易に予想せられるところであります。

十六名、三十四年度十六百三十名の多  
数に及んでいます。また、  
三十四年度において、政府関係機関研究  
公務員中、実に二百十五名が離職して  
いるのであります。この現象のよつて  
來たるところは、給与が實質的に戦前  
の約六割にすぎず、その研究費も戦前  
な状況で、研究生活に安んじて打ち込

(拍手)先人は、幾何学に王道なし、幾何学にも王道はないと申されました。が、科學にも王道はないことを政府は肝に銘すべきであります。

ば、下策の下の法律案であります。お  
木文相の説明によれば、幾つかの欠陥  
はあるが、やむを得ない法律案であつ  
るに判明したのであります。審  
査者の養成計画や教員養成方針につ  
て、荒木、池田両大臣の間に著しい見  
解の相違があり、本日に至るまでい  
だに一致点を見出しえず、われわれに

ものであると考えるし、また、その具體の方策は、たとえば大学に工業教育研究部などを設けることにより可能だと考えます。適格有能な人材確保のためには、教職員の初任給引き上げを含む、給与及び待遇の抜本的改善をはかることによってその目的を達成することを確信するものであります。よつて、本法律案を同僚諸君とともに否決し、再

学科目制大学に準じて組まれ、教官の定員は、新制大学一学科に対し、教授四、助教授四、助手四の半分、すなわち二、二、二でありますから、おのずから非常勤講師が多くなり、教育内容を低下せしめるのみならず、物的、人的な両面から、付設される親大学みずからその教育と研究体制に支障を与

める環境と生活が保障されていないといふことが最大原因であると考えられるのであります。(拍手)

世は、人工宇宙衛星船ウォーストーラー や、宇宙人間ロケット、レッド・ストーンが、人の手によって、自信を持つて飛ばされる宇宙科学時代であります。技術革新のテンポの激しさは目をみは

の中堅技術者は約四十四万多名も不足と見込まれており、その対策として、今後七ヵ年間に、大学理工系学生約一万名、千名の定員増と、工業高等学校生徒約八万五千名の定員増の計画がそれぞれ策定されているとのことがあります。

この計画遂行に必要な工業教員の四十五年度までの不足数は約一万五百名と

ある程度了解できる説明と資料の提出をなし得ないほどの醜態を呈しています。このよざまきは本法典案審議過程に支障をもたらし、立法院に対して内閣が責任を果たし得なかったことは、まさに遺憾きわまりないことであり、池田内閣の責任を声を高くして追及しておくものであります。

検討すべきことを主張いたします。私は、本法律案のように、單なる技術屋教師、インストント教師を養成せんとする本法律案に、日本社会党を代表して反対理由を申し述べるとともに、あわせてわが党的方針をも披瀝し、御陰明なる同僚諸賢の御共鳴、御同調を乞ふから期待しつつ、討論を終結するもの

え迷惑をかけるおそれが明白であります。これらのことは、付設される九大学の教職員組合の共同反対声明や、愛知県下六大学教職員組合の反対声明理由書明、さらに東京工業大學教授会有志十四名の教授の方々や、日本教育学会、大学制度研究委員会等の反対声明理由書の内容によつてきわめて明らかなどと

かかえるわが国こそ、国策として教育研究への大幅投資を断行することこそ、投資効率の高い、ぜひやらなければならぬ国民的投資ではないでしょうか。しかるに、研究投資は、国民総所得のわずかに一・四%程度にすぎ

いわれ、本法律案成立によつて充足するとしても、なお約四千三百名が不足し、また、高級技術者は約十万名不足するとの資料が政府側から提出されたのであります。が、約十万名に及ぶ高級技術者の充足計画のあいまいさ、提示された数字の不正確さや、さらに、毎年約百三十名の工業教員養成課程卒業

さらに、現行教育制度、教員養成試験の問題を破壊するがごとき本法律案を提出するに際し、委員長報告にもあります。た通り、中央教育審議会に正式諮問されることもなく、また附設を予定されて東京工業大学の教授会の意向に基づいて、学長から私信の形で文部省に提出す

○議長(松野謙平君) これにて討論の通告者の発言は終了いたしました。討論は終局したものと認めます。  
これより採決をいたします。  
本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

りであります。

私は、ここに討論を行なう中で、政府に注意を喚起し、強く警告を發しました。さればならないことを遺憾とするものであります。最近三カ年間における正国立大学理工系教官の海外流出人員は、実に三十三名であり、大学教官の民衆への流出状況は、三十三年度一千四百

す、先進国の中近くであるのに比し、著しく劣っている現状であります。外国からの技術導入に際し、ロイヤリティとして支払われた外貨は、最近六カ年間に約九百四十億円の巨額に達しているのであります。私は、保守の貧困を指摘し、その是正積極化を要

生中、わざかに一、「二名程度しか教員とならない」というのに、その打開策を講ずることもなく、工業教員養成所と並行的に養成課程の募集を従来通り繼續する等、きわめてずさんな内容を含むものであり、本法律案は、どうなわ式、近視眼的拙速法案でありまして、池田科学技術庁長官の言葉をかりれ

された建設的意見すら政府は尊重することなく、軽く取り扱われたのであふりますが、かくのことき態度は今後断固改めらるべきであります。

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。次会の議事日程は、決定次第、公報をもつて御通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後一時十四分散会

昭和三十六年五月十二日 参議院会議録第二十五号 国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法案

出席者は左の通り。

出席者は左の通り。	
議員	議長 松野 鶴平君
杉山 昌作君	村山 道雄君
森 八三一君	小平 芳平君
田中 清一君	櫻井 志郎君
加賀山之雄君	二見 茂郷君
鶴浦 鹿藏君	大泉 寛三君
大竹平八郎君	加藤 正人君
鈴木 恭一君	白井 勇君
佐藤 芳男君	吉江 勝保君
奥 ひめお君	辻 武壽君
三木與吉郎君	苦米地英俊君
田中 啓一君	山本 米治君
高瀬莊太郎君	佐藤 尚武君
市川 房枝君	近藤 鶴代君
村松 久義君	堀 末治君
藤野 駿雄君	村上 義一君
大谷 篠潤君	北條 順八君
太田 正孝君	笠森 順造君
黒川 武雄君	泉山 三六君
杉原 荒太君	野上 進君
山本 栄君	谷村 貞治君
天埜 良吉君	島嶼徳次郎君
岸田 幸雄君	北畠 教真君
川上 義治君	徳水 正利君
仲原 善一君	手島 栄君
大谷藤之助君	鍋島 直紹君
石谷 恵男君	増原 恵吉君
小幡 治和君	勝保 稔君
佐野 廣君	
後藤 義隆君	
山本 利壽君	
中野 文門君	

前田佳都男君	武藤常介君	野本品吉君	上原正吉君
小柳牧衛君	谷口弥三郎君	杉浦武雄君	西郷吉之助君
坂本紅露	新谷寅三郎君	宮澤喜一君	木内四郎君
大川光三君	石原幹市郎君	斎藤昇君	鹿島次郎君
鶴園哲夫君	吉武恵市君	林屋龜次郎君	小林英三君
坂本昭昭君	大野木秀次郎君	野村吉三郎君	田中茂徳君
山本伊三郎君	柴田榮君	西田信一君	木島義夫君
野本光三君	林田正治君	植垣弥一郎君	青田源太郎君
大川重宗	鹿島俊雄君	木島義夫君	安部清美君
木村鶴太郎君	赤間文三君	植垣弥一郎君	松村秀逸君
坂本重宗	井川伊平君	青田源太郎君	井川伊平君
野本重宗	上林忠次君	安部清美君	高橋衛君
大川重宗	河野謙三君	塙見俊二君	河野謙三君
木村重宗	平島敏夫君	塙見俊二君	平島敏夫君
坂本重宗	秋山俊一郎君	高野一夫君	高橋衛君
大川重宗	青柳秀夫君	横山フク君	河野謙三君
木村鶴太郎君	加藤武徳君	松平勇雄君	平島敏夫君
坂本昭昭君	秋山俊一郎君	大谷賛雄君	秋山俊一郎君
大川光三君	野上元君	井上清一君	青柳秀夫君
鶴園哲夫君	山本伊三郎君	高橋進太郎君	大谷賛雄君
坂本昭昭君	大川光三君	迫水久常君	青木一男君
大川光三君	大森創造君	坂木鎌三君	大森創造君
鶴園哲夫君	松永忠二君	井上清一君	豊瀬禎一君
坂本昭昭君	横川正市君	高橋進太郎君	武内五郎君
大川光三君	松永忠二君	迫水久常君	中村順造君

占部	秀男君	森	元治郎君
鈴木	壽君	大河原	一次君
伊藤	顯道君	劍木	亨弘君
重政	庸德君	藤田	進君
龜田	得治君	大和	与一君
大倉	精一君	小笠原	三男君
下村	定君	西川	甚五郎君
中田	吉雄君	小酒井	義男君
光村	甚助君	湯澤	三千男君
植竹	春彦君	加藤	シヅエ君
清澤	俊英君	千葉	信君
小林	幸平君	松澤	兼人君
須藤	五郎君	米田	熟君
北村	暢君	永末	英一君
基	政七君	藤田	藤太郎君
相澤	重明君	田畑	金光君
太下	友敬君	平林	剛君
久保	久保等君	永岡	光治君
相馬	助治君	向井	長年君
椿	繁夫君	天田	勝正君
成瀬	幡治君	三郎君	
松浦	清一君	村尾	重雄君
佐多	忠隆君	羽生	三七君
近藤	信一君	内村	清次君
内村	清次君	江田	三郎君
松本治	一郎君	山田	節男君
赤松	常子君	棚橋	小虎君
國務大臣			
内閣總理大臣		池田	勇人君
外務大臣		小坂善太郎君	
文部大臣		荒木萬壽夫君	
建設大臣		中村	梅吉君

右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添

昭和三十六年四月二十日

外務委員長  
大内

要領書

## 一、委員会の決定の理由

この協定は、わが国とペネルツ  
クス三国とが、関税及び輸出入に

ついて最惠国待遇を相互に供与すること並びに締約国が国際海運上

の差別的措置及び不必要な制限の除去を奨励すること等を定めたもので、この協定の締結により、ベ

ネルツクス三国の対日ガツト第三

十五条援用の結果不自然な状態に  
あつたわが国とこれら三国との間

の経済関係が正常化され、貿易の拡大が期待されるので柔軟な措置と認めよ。

## 二、費用

審查報告書

地方公営企業法の一部を改正する  
法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、

報告する。

參議院議長松野鶴平殿  
委員長 増原 恵吉

要領書

### 一、委員会の決定の理由

地方公営企業の特別会計に必要が上資を行なうことができる旨の規定を設けるとともに、地方公営企業

を經營する一部事務組合には企業管理者を置かないことを常例と

し、組合管理者が公営企業の經營に専念すべき旨を明確にし、地方

公営企業の財務以外の財務についても地方公営企業法の財務規定を

適用する等、組合の組織及び財務

昭和三十六年五月十二日 参議院会議録第二十五号

に關して特例規定を設けようとするもので、その措置は妥当なものと認められる。

二、費用  
本法施行のため、別に費用を要しない。

【参照】  
五月十一日議長において、左の通り議席を変更した。

一五 二見 甚鄉君  
一一八 西田 隆勇君

審査報告書

失業保険法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十六年四月二十日

社会労働委員長 吉武 恵市

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、近時における日雇労働者の賃金の実情にかんがみ、失業保険金日額の引き上げ及び日雇失業保険料日額の改正並びに日雇失業保険と一般失業保険との受給資格の調整制度の改正等を行なつて、本制度の改善を図るうとするもので妥当な措置と認めらる。

二、費用

本法律施行のため、昭和三十六年度において五億七千万円を要する。

五五三終りへ 修正議正	行誤	修正議決
参議院会議録第一二十四号中正誤		